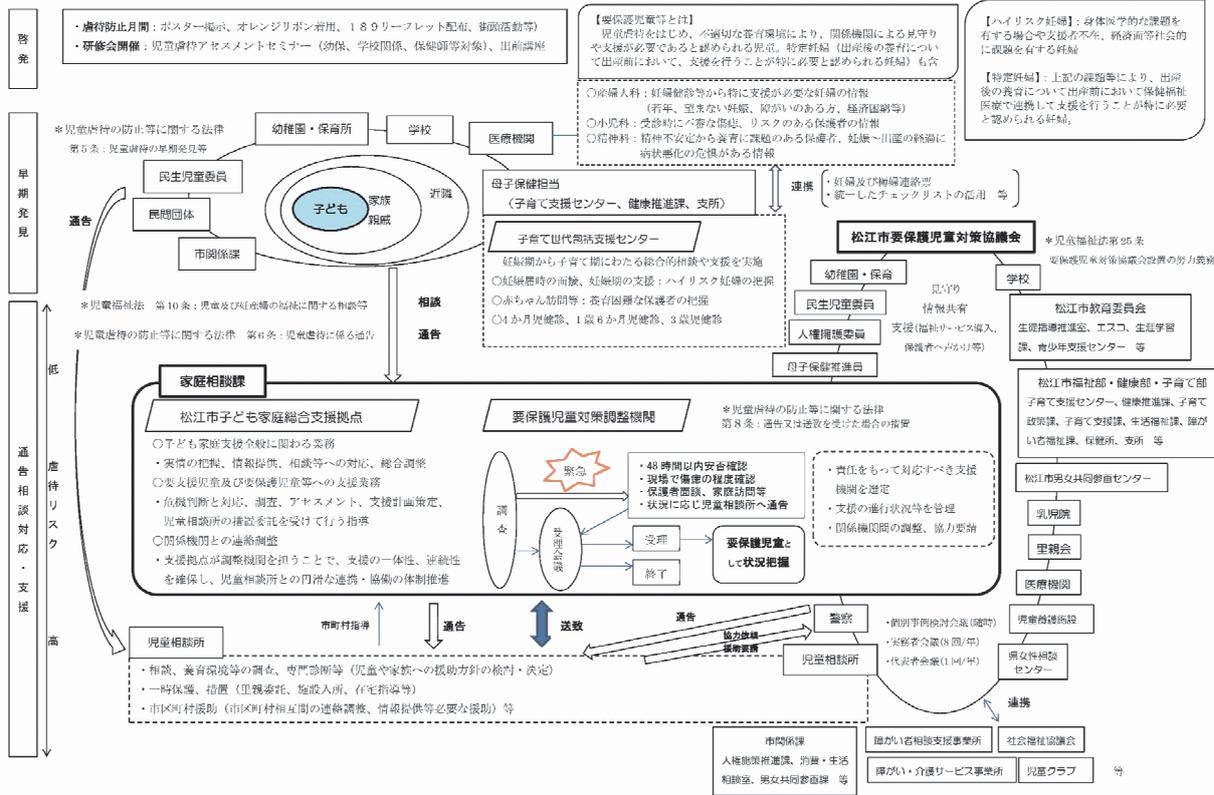
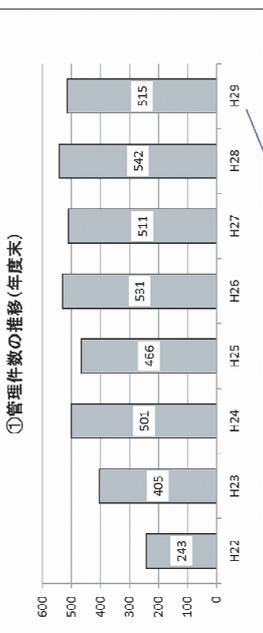


【 松江市における要保護児童等の支援についての体系図 】

平成 30 年 6 月 家庭相談課作成



2. 家庭相談課 要保護児童等ケース管理状況



②児童相談所種別件数(H30.3.31時点)

相談種別	H29年度 新規受付	H29年度 合計
養護相談	55	137
保護相談	11	21
障害相談	1	9
親権等相談	0	0
親権等相談	3	3
児童虐待等相談	7	7
重症心身障害相談	2	2
知的障害相談	2	2
自閉症等相談	1	8
いじめ行為等相談	2	5
違法行為等相談	0	0
性行為行動相談	2	10
不登校相談	1	9
適正相談	0	0
育児しつけ相談	14	258
その他の相談	26	44
合計	113	515

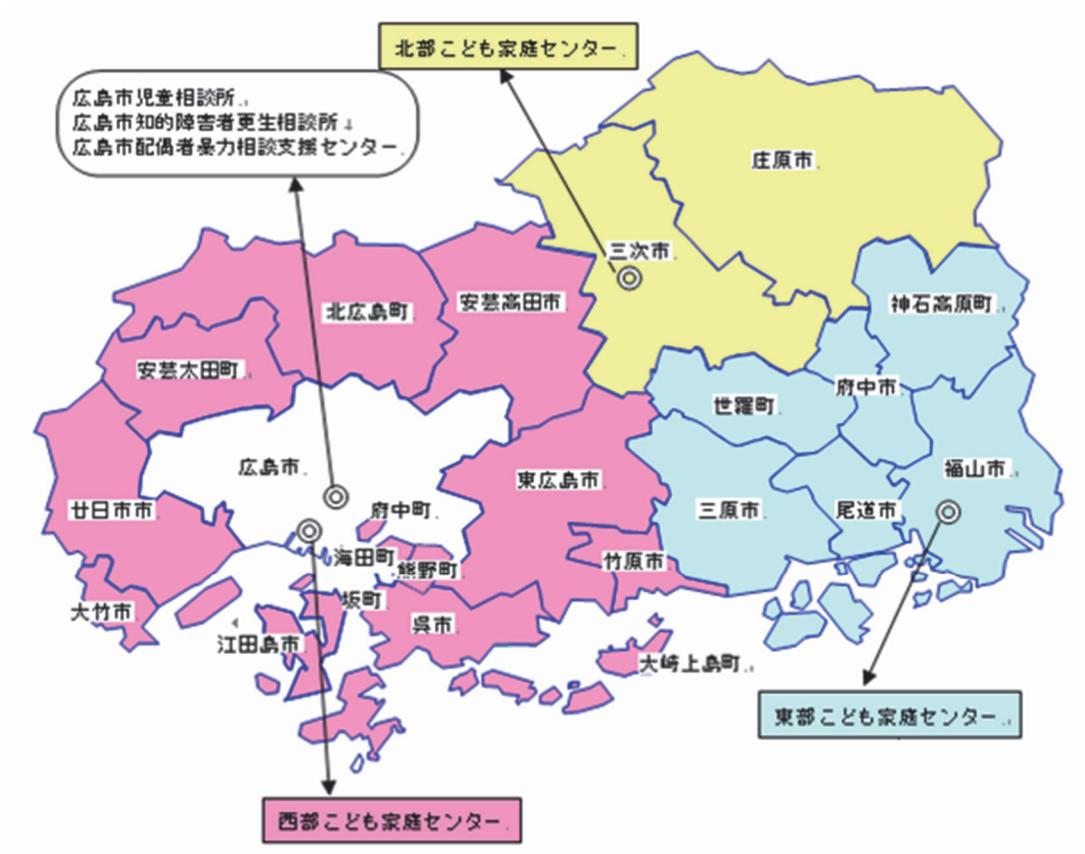
③平成29年度 終了ケース内訳

改善	97
転出	26
18歳	9
出産(特定妊婦)	8
合計	140

＜要保護児童等とは＞
 児童虐待をはじめ、不適切な養育環境により、関係機関による見守りや支援が必要であると認められる児童。特定妊婦（出産後の養育について出産前において、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）も含む。

広島県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み（2019年3月現在）	東広島市
設置を検討中	その他市町は検討中

広島県東広島市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成31年3月4日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



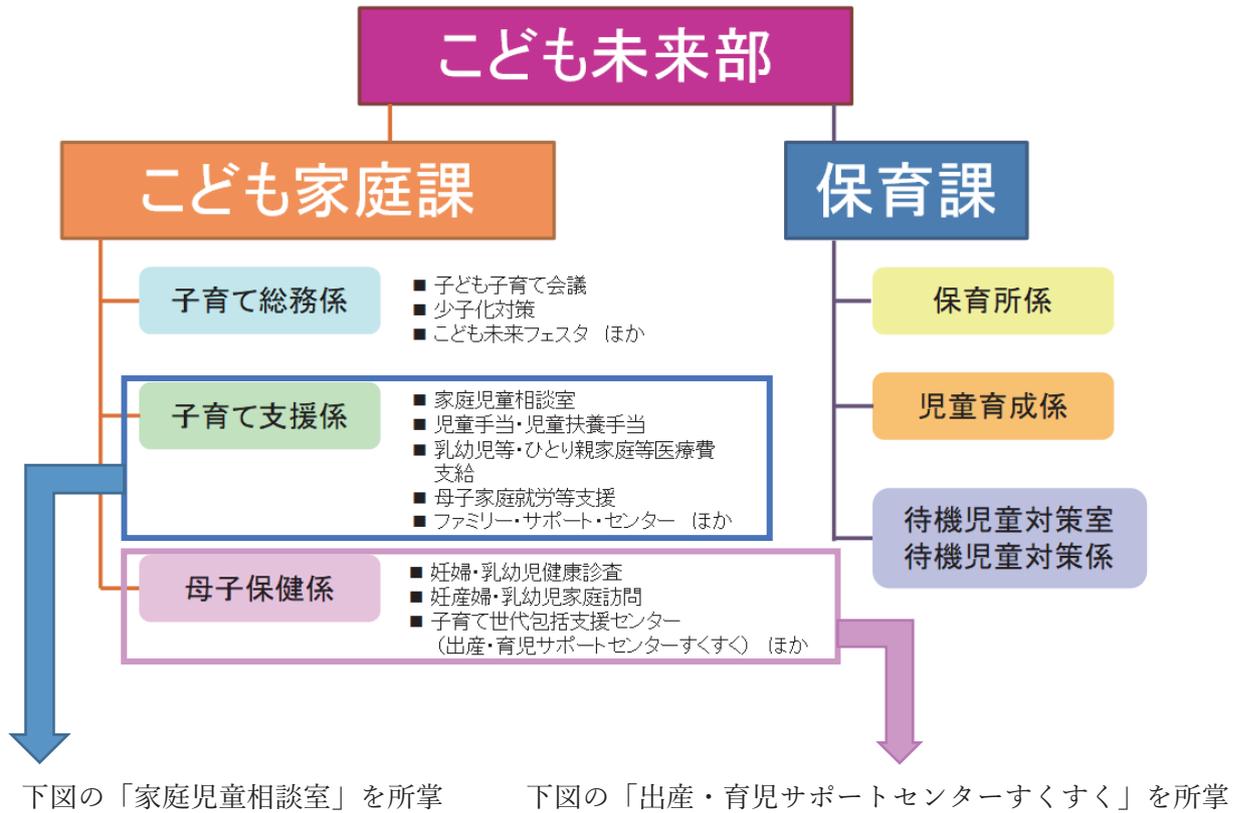
②面積：635.16km²

③人口：187,865人（H31.1.31現在 住民基本台帳より）

④児童数：32,832人（H31.1.31現在 17歳以下人口 住民基本台帳より）

⑤類型（小規模等）：中規模型

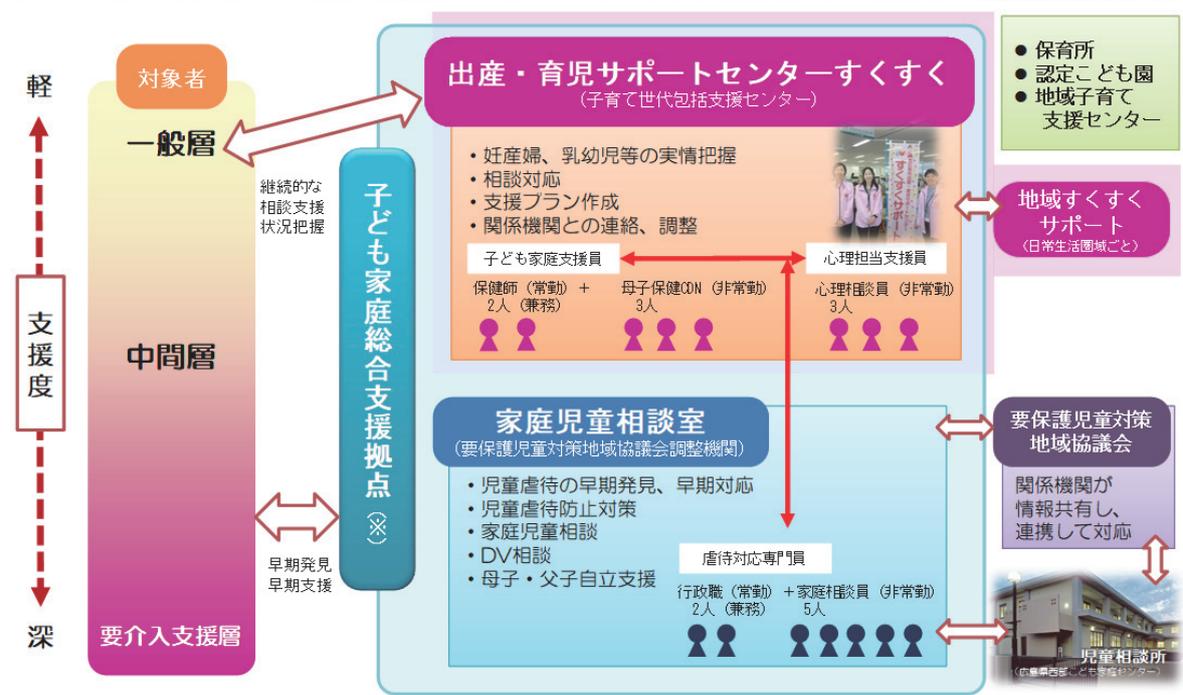
2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



東広島市 未来にはばたく国際学術研究都市

市区町村子ども家庭総合支援拠点

オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。



※東広島市は「中規模型」に該当＝最低配置人数は、子ども家庭支援員：常時3人、心理担当支援員：常時1人、虐待対応専門員：常時2人

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

年度	虐待通告 受理件数 (対象世帯 数)	種別内訳（件数）				一時保護 児童数	施設入所 児童数	家庭児童 相談件数 (対象世帯 数)
		身体的	性的	心理的	ネグ レクト			
H27	209件 (106世帯)	85件	0件	83件	41件	13件	2件	488件 (305世帯)
H28	241件 (101世帯)	145件	0件	68件	28件	27件	3件	439件 (228世帯)
H29	216件 (98世帯)	97件	0件	89件	30件	20件	6件	517件 (265世帯)
H30※	175件 (89世帯)	60件	0件	91件	24件	7件	2件	552件 (275世帯)

※ H30は、H31.1.31現在

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

児童虐待の通告があった際には、児童の所属に安否確認を依頼する。市立小中学校に在籍する児童は、教育委員会青少年育成課を介し、各学校へ依頼し、その他の機関に所属している場合は、その機関に直接依頼し、安否確認を行っている。

また、生活保護世帯については、社会福祉課と、障害サービスを利用している世帯は、障害福祉課あるいは東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）との連携を図っている。

所属がない児童については、児童手当・乳幼児等医療費や健診等の情報管理を担うシステム等により情報を共有するとともに、母子保健係の職員に健診時等の聴き取りを行って、情報を収集している。

また、家庭相談員が、必要に応じて、保健師とともに家庭訪問を実施し、安否確認や家庭の養育状況を聴き取りしている。

②相談対応

(3)イ（イ）参照

③総合調整

家庭相談員が中心となり、児童が所属する保育所・小中学校と緊密に連携し、情報共有を図っている。また、児童に関係する機関が集まり、個別ケース会議を開催し、関係機関が共通認識を持ち、具体的な援助方針と役割分担を決定している。

④調査、支援及び指導等

受理会議には、子育て支援係・母子保健係の両係の職員が出席して情報共有を行う。その際には、「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用しながら、今後の支援方針等について、協議を行う。

⑤他関係機関との連携

(5)イ参照

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

①子ども家庭支援員

母子保健係常勤職員（保健師）+母子保健コーディネーター3人（保健師・助産師）

②心理担当支援員

母子保健係心理相談員3人（大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等）

③虐待対応専門員

子育て支援係常勤職員（行政職）+家庭相談員兼母子・父子自立支援員5人（教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者 他）

（工夫している点）

平成30年度から非常勤職員の人数を増やし、相談体制を整えている。

（母子保健CDN：2人→3人、心理相談員：2人→3人、家庭相談員：4人→5人）

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

有（平成28年度～）

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

子育て世代包括支援センターを所管する母子保健係と、家庭児童相談室を所管する子育て支援係が執務室では隣にすることから、普段から密に連携している。

（ア）平成29年度まで、週1回（毎週月曜日 10:30～12:00）に家庭児童相談室（担当職員及び家庭相談員が参加）で行っていたミーティングに、平成30年度から保健師、母子保健CDN、心理相談員が参加するようになった。児童虐待に関する情報、要支援児童、要保護児童及びその家庭、特定妊婦に関する現在進行中の情報を共有している。また、対応に苦慮するケースについては、それぞれの専門知識やこれまでの経験に基づき、新たな対応方法等を検討できるようになった。

（イ）要支援児童、要保護児童及びその家庭、特定妊婦等の家庭を訪問する際や面談を行う際に、家庭相談員と保健師や母子保健コーディネーターが組む、または家庭相談員と心理相談員が組んで対応することにより、初期段階から重層的な支援体制を築くことができ、また、心理相談員による個別面談が必要なケースについては、円滑な引き継ぎがなされている。

（ウ）虐待対応専門員が母子保健に係るシステムを閲覧でき、子ども家庭支援員が家庭児童相談室の個別相談記録を閲覧できるようにしている。

(エ) 日常生活圏域10箇所にネウボラの拠点としての「地域すくすくサポート」を平成31年度までに設置し、それぞれの地域拠点には、地域の実情に応じた専門職等を配置する予定である。

(4) 児童相談所との連携

東広島市要保護児童対策地域協議会の実務者会議は年4回（6・9・12・3月）の開催となるが、実務者会議の開催月以外の月は、児童相談所の担当者と市の虐待対応専門員のミーティングを開催し、児童相談所や市が対応した個別ケースの進捗について、情報共有を図っている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

こども家庭課子育て支援係の所掌事務に家庭児童相談室及び要保護児童対策地域協議会の運営がある。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

(ア) 東広島市要保護児童対策地域協議会の実務者会議には、次の機関が出席しており、個別ケースへの関わりについて、各機関から報告を行っている。

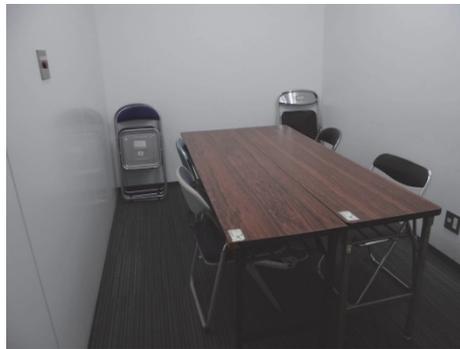
- 広島県西部こども家庭センター（児童虐待対応課及び相談援助課）
- 広島県東広島警察署（生活安全課）
- 広島県西部東保健所（保健課）
- 東広島市青少年育成課
- 東広島市社会福祉課
- 東広島市障害福祉課
- 東広島市保育課
- 東広島市こども家庭課

(イ) 年度当初に行われる私立保育園園長会及び公立保育所所長会に出席、また、民生委員児童委員協議会の会議に出席し、通告・相談の流れについて周知を図っている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



↑相談室 (206 (すくすくルーム))



↑相談室 (204) ※部屋の大きさが異なるが、こども家庭課事務室近くに複数の相談室がある。



↑親子交流スペース (キッズスペース)



↑事務室 (子育て支援係側)





↑ 事務室（母子保健係側）

4 研究チームからのコメント

これから支援拠点を整備しようとする自治体からすれば、整備後の維持・発展の段階の姿として映ることだろう。既に 28 年度から包括支援センターを整備し、その整備体制を土台に、もう一方の車の両輪として家庭児童相談室の充実を図り、包括支援センターと支援拠点とを一体的に運営している。家庭児童相談室のミーティングに母子担当の保健師等が参加するなど組織的には別であっても、真に機能的に一体的運用が確立している。情報面でも、虐待対応職員が母子保健システムの閲覧を出来るようにするなど相互の漏れを防ぐためのシステム作りも行っている。

この点、児童相談所との役割分担と連携が気になる所であるが、距離的に離れているにもかかわらず、定期的なミーティング等で双方の見立てを合せることがこれまでの蓄積により行われている結果、ぶれなく引継が行われているとのことである。相談件数等考えれば決して余裕があるわけではないのであるが、取り立てて現状特別の課題・障壁があげられない、すなわちそれらの課題を解決してきて、今は体制的には安定期にある状態といえる。他の自治体のモデルとなろう。

広島県全体としては、包括支援センターと支援拠点の一体的整備を進めて行く方針であり、その意味でもそれを先行して独自に一步先を走っている自治体といえる。

研究代表 鈴木秀洋

東広島市子ども家庭総合支援拠点設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定に基づき設置する、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（以下「子ども家庭総合支援拠点」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 子ども家庭総合支援拠点は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務に関すること
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整及び要保護児童対策地域協議会における調整に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他の必要な支援に関すること。

(業務の実施場所)

第3条 子ども家庭総合支援拠点の業務は、子ども未来部子ども家庭課において実施するものとする。

(職員の配置)

第4条 子ども家庭総合支援拠点に、子ども家庭支援員、心理担当支援員及び虐待対応専門員を置く。

2 前項に掲げる職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員をもって、これに充てる。

- (1) 子ども家庭支援員 保健師及び東広島市非常勤職員設置規則（平成17年東広島市規則第78号。以下、「規則」とする。）に規定する東広島市母子保健コーディネーター
 - (2) 心理担当支援員 規則に規定する東広島市心理相談員
 - (3) 虐待対応専門員 規則に規定する東広島市家庭相談員兼母子・父子自立支援員
- 3 前項の各号に掲げる区分に充てる職員以外に、必要に応じて、子ども家庭課職員を置く。
(委任)

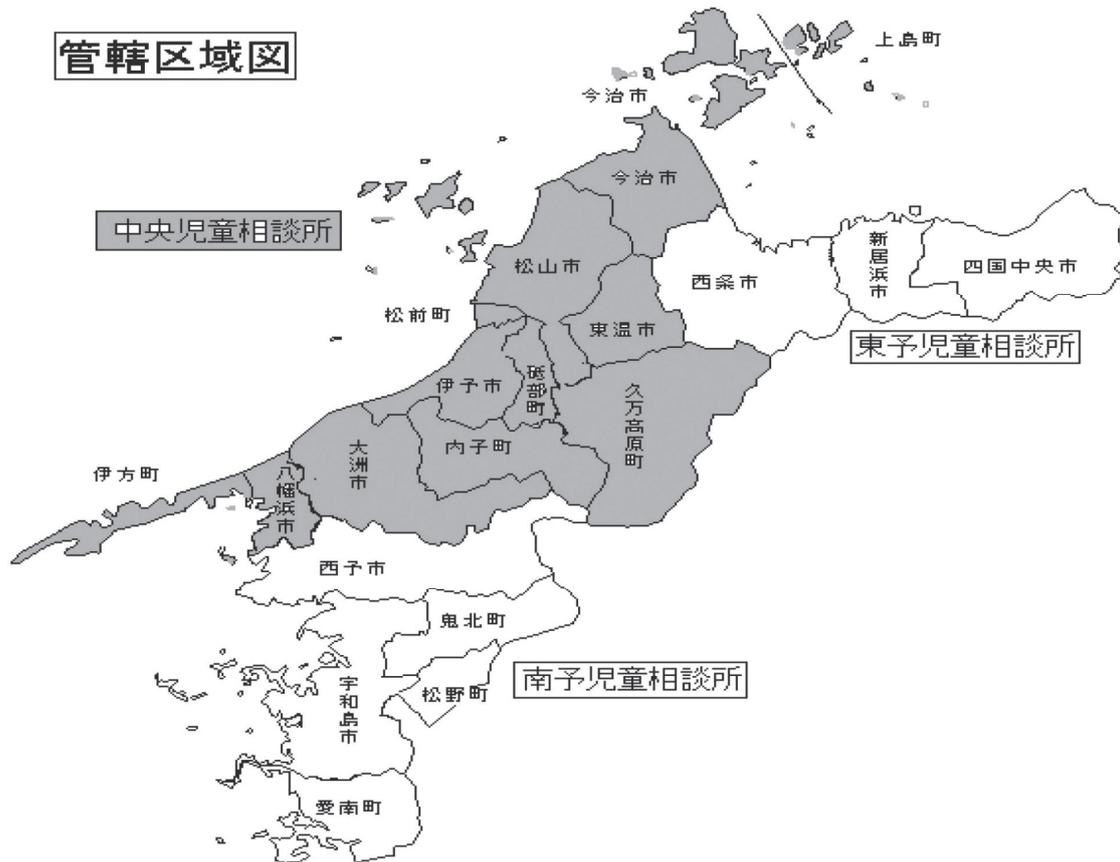
第5条 この要領に定めるもののほか、子ども家庭総合支援拠点の運営に関し必要な事項は、子ども未来部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

愛媛県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み (2019年3月現在)	
今後設置予定	松山市、伊予市
設置を検討中	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

愛媛県伊予市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 10 月 4 日

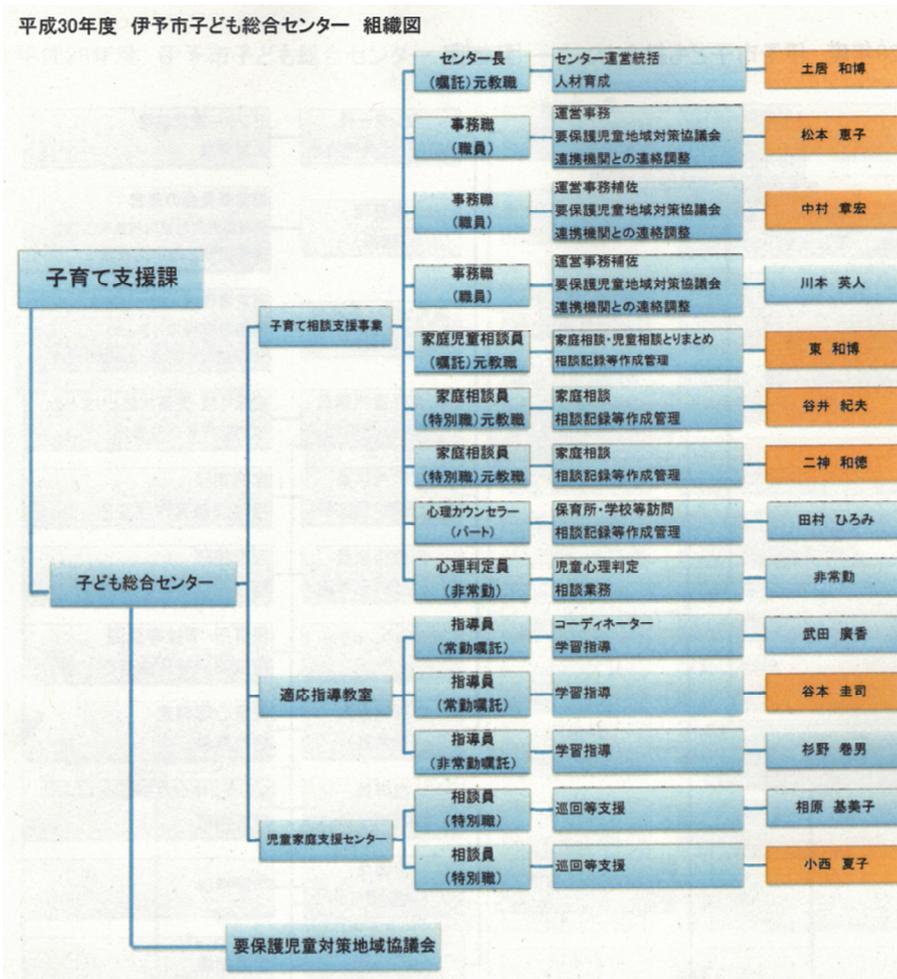
1 伊予市の概要

- ① 県内地図（県内の市等の位置）
- ② 面積：194.44km²
- ③ 人口：37,346 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）
- ④ 児童数：5,699 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）
- ⑤ 類型：小規模 A 型



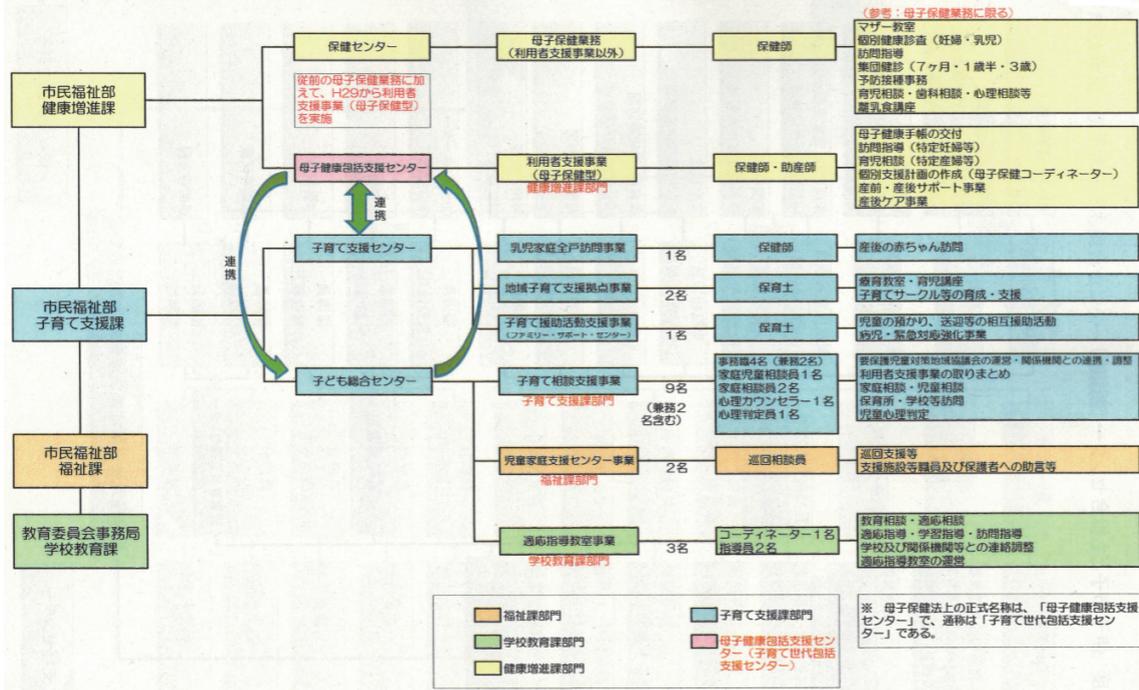
2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

（図 1）伊予市子ども総合センター 組織図



(図2) 伊予市子ども総合センター 関係組織事業体系図

平成30年度 子ども総合センター関係組織事業体系図



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

項目	27年度	28年度	29年度
養護相談	61	109	134
保健相談	—	79	13
障害相談	—	254	264
非行相談	—	36	5
育成相談	—	404	363
計	61	882	779

※27年度については、子ども総合センターが無かったため養護相談のみの対応となっている。

イ 児童虐待対応として工夫している事項

①実情の把握

平成26年に複数の児童が関与する児童殺人が起こり、センターを立ち上げることとなった。平成27年度までは、家庭児童相談室として、家庭相談員を中心とする人員配置としていたが、平成28年4月のセンター設置に伴い専門職の人員配置を行った。

②相談対応

子どもに関する相談について、総合的に対応することとしており、虐待、非行、不登校、発達障がいなど分野を問わず対応している。

③総合調整

子ども総合センターは、子育て支援課・福祉課・学校教育課の三課から組織を構成していることと、子どもに関する総合相談窓口、要保護児童対策地域協議会調整機関、発達障がい等の巡回相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの機能を有していることから、総合的な支援と調整を実現している。

④調査・支援及び指導等

子ども総合センターの総合調整機能と他の機関（母子包括支援センター等）からの情報共有から、受理会議、ケース会議等を経て、適切な支援や指導を実施している。

⑤他関係機関との連携

○学校等との連携

昨年は子ども家庭総合支援拠点にあった人員配置（社会福祉司や保健師資格）等を行っていたが、学校との連携が取れないと難しい点もあったため、今年から学校の校長先生等にセンター長を行ってもらい、学校との連携強化を図っている。

また子ども総合センターの機能として発達障害等の巡回相談員を配置しており、保育所や児童クラブなど各施設を巡回して情報収集や支援の助言等を行っている。学校教育課のスクールソーシャルワーカーとも情報共有を行っている。

○専門性の向上に向けての連携

子ども総合センターの研修会では市の全職員を対象に実施する研修会やセンター職員を対象にした、専門的な研修会を実施している。平成 29 年度は 3 回実施した。また、県等が実施している研修会にも参加し、専門性の向上に努めている。

○民生委員との連携

要保護児童対策地域協議会の構成員として、地域の実情に詳しい民生委員との連携や情報交換などケース会議などを通して実施している。また、民生委員の勉強会や意見交換会に出向いて講師等を行うことで、児童虐待に対する理解や連携の強化に努めている。

○他市との連携

また、松山市の子ども総合相談センターを参考にして伊予市の子ども総合センターを設置したことから、現在も情報交換や勉強会等を年に数回行っており、専門性の向上や自治体を越えた支援体制の構築に繋がっている。

○県との連携

子ども総合センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、県の児童相談所や保健所等と連携して、子ども家庭に対する支援や情報交換を行っています。また、県子育て支援課が実施している、ひとり親の子どもを対象にした学習支援事業を取入れ、年間を通して学習支援と家庭支援を行っている。市内の小学・中学生が対象となっている。また、月に 1 回実施している食事会（子ども食堂）は、地域ボランティアと社協等の協力で実施しており、それによって先生と児童の垣根を無く

すことができ、学習支援だけでなく家庭環境の相談や子ども達の心の相談に繋がる楽しい食事会となっている。

○適応指導教室との連携

適応指導教室もあり、学校教育課が人員費を出しているが、運営に関しては子育て支援課（子ども総合センター）で行っている。市内小中学校の不登校児童を対象としている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

家庭支援員や心理判定員は定期的にサークル等に出向き、相談を行なうことで、情報の収集と指導、助言を行っている。心理カウンセラーについては、各施設への訪問や来所による相談により、児童とその保護者に対してカウンセリングを行うことで、家庭環境の把握や児童の心理判定等を実施している。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

母子健康包括支援センターとして、平成 29 年度から設置している。平成 28 年度子ども総合センター設置時に保健師を配置していたものを、母子健康包括支援センターの開設で配置換えとし、連携を図ることで両センターの一体性を保てるように努めている。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

連携は、同建物内にある 1 階の母子健康包括支援センターと子育て支援連絡会という連絡会を構築して毎週行っている。子育て支援センターともサークル等を通じて連携を取っている。健康増進課、子育て支援課、福祉課、教育委員会で連携を取って運営をしており、中核を要保護児童対策地域協議会の地域協議会が担っているがその枠を超えてサポートをしていきたいと考えている。

(4) 児童相談所との連携

県の福祉総合支援センター（中央児童相談所）の実施する連携に関する研修会に参加している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

市福祉事務所が要対協の調整機関となっており、その事務局を子育て支援課内の子ども総合センターが担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

子ども総合センター内には子育て支援部門、適応指導教室、児童家庭支援センターがある。同じ建物内にあることによって、より迅速に連携が取れている。要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を年間通して行っている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

子ども総合センターは、伊予市総合保健福祉センターの2階に設置しており、施設には、子育て支援センター、児童センターみんくる、健康増進課（母子包括支援センター）、伊予市社会福祉協議会（ボランティアセンター）が有り、児童福祉について連携が取りやすい施設となっている。また、施設内の相談室や交流スペースなど、充実した施設内容となっている。

4. 研究チームからのコメント

支援拠点として積極的に住民へのアウトリーチに努めている点が特徴的である。例えば、参考資料として添付しているが、「明日もしあわせ通信」や「いよじよのしゃべり場」「親子しあわせ講座」など、みんな悩むんだから気軽な気持ちで相談をしてねという形で行政の相談への垣根を低くすることに力を注いでいる。虐待死亡事件が起きるたびに、「虐待を見たらすぐ通告」というアプローチのみが強調されがちだが、それだけでは、地域で子どもと養育者を長期的に救うことは難しいと思う。地域全体で予防に力を入れていく伊予の取組みは他の自治体が方針を定める際の参考となろう。

また、乳幼児だけでなく、年齢層の高い相談対応等も増加しており、学校との連携を強化するために校長先生をセンター長にするなどの体制強化も行ってきており、連携がスムーズになるなどの成果をあげている。一人ひとりの相談員が目立つのではなく、チーム全体でどのようにチーム力をあげていくかに力を注いでいるように思えた。

さらに愛媛県における特徴として、県と市という関係性以上に市同士の連携が顕著であることに驚かされる。児童虐待対応において、他市との情報交換や勉強会等を自治体を超えて行っている。伊予市としても松山市との間で学びを共有し、今回の支援拠点の充実を図ってきたとのことである（今回鈴木は県内の複数の自治体と意見交換を行った時に同様の話を聞いており、愛媛県内の自治体の連携の仕方のユニークさを感じた。）。

なお、最後に、法制度上の問題であるが、ヒアリング中に出た現場の悩みについて触れておく。実際18歳以上の不登校、非行、発達の問題等があり、現実にもそうした相談が舞い込んでくるのであり、そうした相談を実際は受けざるを得ないことがある。スパッと年齢で切れないこともあり、対応が難しい等の悩みがあげられた。この点は、自治体組織全体又は都道府県等の役割分担の中で、協議し、対応の方針を定めていくことが求められよう。

研究代表 鈴木秀洋

「伊予市子ども総合センター」

伊予市に居住する0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象に、子どもにかかわるさまざまな問題について、保健・福祉・教育などの分野から総合的・専門的な相談・支援を行うため、「伊予市子ども総合センター」を設置することとなりました。



「伊予市子ども総合センター」におきましては、総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築、連携に努めるとともに、個別制度の改善を行い、家庭的な環境での養育を推進し、子どもの安全確保や児童虐待防止体制を強化します。さらに、心理カウンセリングなどを設置し、子どもの抱える問題を、子ども自身だけでなく、取り巻く環境にも範囲を広げ、包括的な支援活動を行います。

■開設時間 月～金曜日、8時30分～17時
 (※祝・祭日及び12/29～1/3を除く)
 ■所在地 伊予市庵治3番地1 伊予市総合保健福祉センター2階
 ■お問い合わせ 子ども総合センター TEL089-989-6226

伊予市子ども総合センターの役わり



- 子育て支援相談**
さまざまな子育て支援サービスの情報を提供します。家庭訪問等を実施し、育児支援を行います。
- 虐待に関する相談**
虐待やDV等で不安を感じている家庭の相談・支援を行います。訪問相談を行うことで、虐待の早期発見・予防に努めます。
- 発達に関する相談**
子どもの発達や行動が気になる方の相談・支援を行います。
- 不登校等相談**
不登校児童・生徒の早期発見やその保護者への相談・支援を行います。
- 問題行動等相談**
学校の要請による児童・生徒の問題行動への対応を行います。いじめ・虐待らせ等について、相談をお受けします。
- 子どもにかかわるさまざまな相談をお受けします。**

- 不登校児童の学校復帰を目指す「はばたき」**
ふれあいを大切にした集団生活を行い、学習やスポーツに取り組み、カウンセリング等による心のケアを行います。
- 「児童家庭支援センター」**
児童の発達について、専門的な知識や技術が必要な家庭の相談・支援を行います。また、各関係機関と連携調整を行い、総合的な援助を行います。

すべての相談は無料です。相談内容についての秘密は、堅く守ります。安心してご利用ください。

明日もしあわせ通信 (第10号)

子ども総合センターだより 平成29年4月号

子ども総合センターは2年目を迎えます。

子ども総合センターは開設から2年目を迎えることになりました。愛媛県内の市町でこのような子どもに関するワンストップ型の総合相談窓口を設けている自治体は、私市と伊予市の二つだと思います。

センターは、養育困難や子育ての悩みなどに対応する子育て相談支援事業、知的障害や自閉傾向・発達障害など特別な支援を要する児童に対応する児童家庭支援センター、そして不登校相談や学校復帰を目指す子ども達のための通学指導教室(はばたき教室)の三つの部署で構成されています。

この一周年、センターは学校や保育園、幼稚園、保健センターなど子どもに関わる機関の皆さんとともに仕事をしていくなかで、徐々に認知度を高めてきたと思っています。昨年の12月開会では、センターの活動状況や取組内容について質問をお受けする機会にも恵まれました。

少子高齢化が一層進むなかで、子どもを養育する環境は決して明るいとはいえませんが、

伊予市では「子ども・子育て会議」の設置や「母子健康包括支援センター」の開設などことも家庭福祉の充実や子育て支援に力をいれています。

また、児童福祉法の改正により、住民に最も身近な自治体である市町村の子育て部門の体制強化を図る観点から、今年度、要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置が義務付けられるなど一層、市町村の児童家庭相談機能の強化が求められています。

私達職員一同、気持ちを新たに、伊予市の子ども達とその保護者の幸せのために力を尽くしたいと思いますので、今年度も子ども総合センターをよろしくお願いします。(短)

通学指導教室「はばたき」

昨年9月に開設されたはばたき教室に頑張って通っている子どもたちも、3月でそれぞれの学年を修了しました。この半年間、子どもたちは自分と向き合い、個人だり苦しんだりしながらも、それを吹き飛ばそうとよく頑張ったと思います。その間、様々なことにチャレンジしました。

まず一つ目は、学校に行けない自分と、それでも自分の進む道を目指したい自分をどうすべきかを悩み、「考え続けた」こと。

二つ目は、学年の終わりでゴールできるように「元気な身体づくり」をしたこと。

三つ目は、しんどいけれどもあきらめずに将来に向けて歩き続ける「自分に負けない心づくり」に挑戦したことです。

どの子どもも教室の目標「あせらず、自分の足で一歩を踏み出す」に確実に近づくことができました。これも皆様のご理解とご協力のお陰と感謝申し上げます。今年度も、子どもたちのために支援し続けたいと思います。お子さんの不登校に関する相談は、ご連絡なく連絡してください。

TEL (089-989-5022) 携帯 (080-2974-4581)

子どもの顔や 目を見て 気持ちを察していますか?

家族のからだのゆくも目を伝えていますか? 何かができる、何かになれることばかりに目を向けていませんか?

「私達はこの世を見るために、聞くために、生まれてきた。この世は、ただそれだけを確認して、...だとすれば、何かになれなくても、私達には生きる意味があるよ。」
 映画「あん」より ※「あん」はどら焼きの粒あんのことですよ

この映画「あん」のなかで、粒あんをつくるシーンがあります。小豆が育った土地、収穫後の小豆の顔を見つしみながら、ナベの中で煮える小豆のすがたを見て声を聞きながら「あん」を煮ていきます。「見るために、聞くために生まれてきた」としたら、私達はこの世を、子ども達を見て聞いているのでしょうか。本当に大切なことを見聞していないのではないのでしょうか。

子ども達の顔を見て、声を聞き、身体を感じていますか?
 子どもと目と目を合わせ、子どもの唇に耳を傾け、子どもの体に触れてみましょう。

子ども達にこの世を見て聞かせていますか?
 町並み、山の木々、草花、空の色、朝日、夕日、寂わり行く黒色の色...季節で変化する風の香り、潮の音、土・砂・木・金属・コンクリートの感触、布の手触り...人々の声やゆくも、鳥のさえずり、風の音、波の音、電車の走る音...

お父さん、お母さん子どもと一緒に身体と五感を使って思いっきり喜びましょう!! (T)

いっしょのしゅんぱん
 4月のしゅんぱんは、26日(水)です。お誘いあわせでね。

ママとはなれてもいっしょいっしょ♪ いっしょいっしょ♪ お友達あつまれ～

いっしょにお話しませんか... 楽しいよ～♪ (0-2974/3)

<お知らせ>
 4月から伊予市子ども総合センターの開館時間が変わります。時間外でも相談できますので、その際はお気軽にお問い合わせください。
☆8時30分～17時

<発達支援連携相談>
 春になりました。巡回相談も2年目になりました。子ども達の1年間の成長には、目を覚めるものがあります。4月に不安な気持ちでスタートしていた子が、3月にはぐつと落ちついて伸び伸びと活動していました。新しい学年になり、また、この大きな1年をリポートしたいと思っています。風になることや不安なこと、こんなこと...と思わないでご相談ください。(A)

伊予市子ども総合センター
 伊予市庵治3-1
 伊予市総合保健福祉センター2階
 ☎989-6226
 携帯080-2974-4580

♡親子しあわせ講座♡

～親子ともに楽しくなる子育て～

<目的>

子どもの心身の成長には家族との良好なコミュニケーションが大切です。家族間でお互いの気持ちを知ることができると、安定した関係を育てることができます。そして子どもに生きる力が備わります。

私たちは、「親子ともに楽しくなる子育て」を目指し、親子のコミュニケーションを学ぶ機会を提供したいと考えています。

<対象>

- 市内の保育所・幼稚園に通う子どもの保護者
- 市内の保育所・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭

<内容>

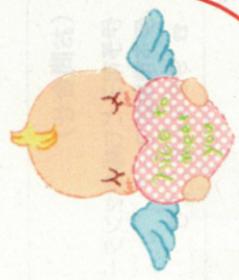
- コミュニケーションの必要性とそれを阻害する要因の話
- 親子のコミュニケーションのとり方のロールプレイ

<方法>

- 伊予市内の各園でワークショップを行う。
- 各園の行事等で保護者が集まる日の1時間程度を提供していただき、子ども総合センターの職員が出向く。
- 保育士・教諭向けの研修も可能

<講師>

- 伊予市子ども総合センター
 田村 ひろみ (心理カウンセラー・臨床発達心理士)
 池本 善美 (家庭相談員・臨床発達心理士)
 山田 美保 (保育士)



<問い合わせ>

伊予市子ども総合センター
 089-989-6226

★妊婦さん・ママさんたちのお部屋



《同じ悩みを抱えているママたちと話してみたい》《こんなこと病院では聞けないし、みんなどうしているのかな》《な～んて思っていないですか？》
 今日は何人にも予定がないし・・・なんていう日にはココに来てみませんか。
 おしゃべりをして、ちょっと気持ちらしをして帰しましょう。

次回は
 (H29)
 4月26日
 5月24日
 6月28日

場 所

伊予市総合保健福祉センター
 (2階)第1活動室

開 催 日

毎月 第4水曜日
 13:00～15:00

利用できる人

♡入園していない子どもとお母さん
 ♡妊婦さん

参加費

無料

★ゆる～りと始まります。
 気軽な気持ちでご参加ください



- ♡第4水曜日が祝祭日の場合はお休みです

(お問合せ)
 伊予市子ども総合センター
 伊予市尾崎3-1
 ☎ 989-6226

きてね。★

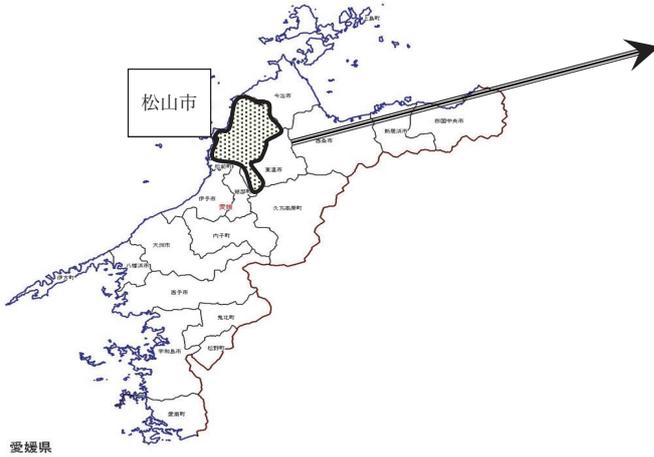


愛媛県松山市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成30年10月4日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



松山市は愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置し、温暖な瀬戸内海気候で、四国最大の人口規模を擁しています。

「いで湯と城と文学のまち」として、松山城や道後温泉といった観光資源のほか、俳人正岡子規をはじめ多くの文人を輩出するなど、地方文化の拠点としての役割を果たしています。

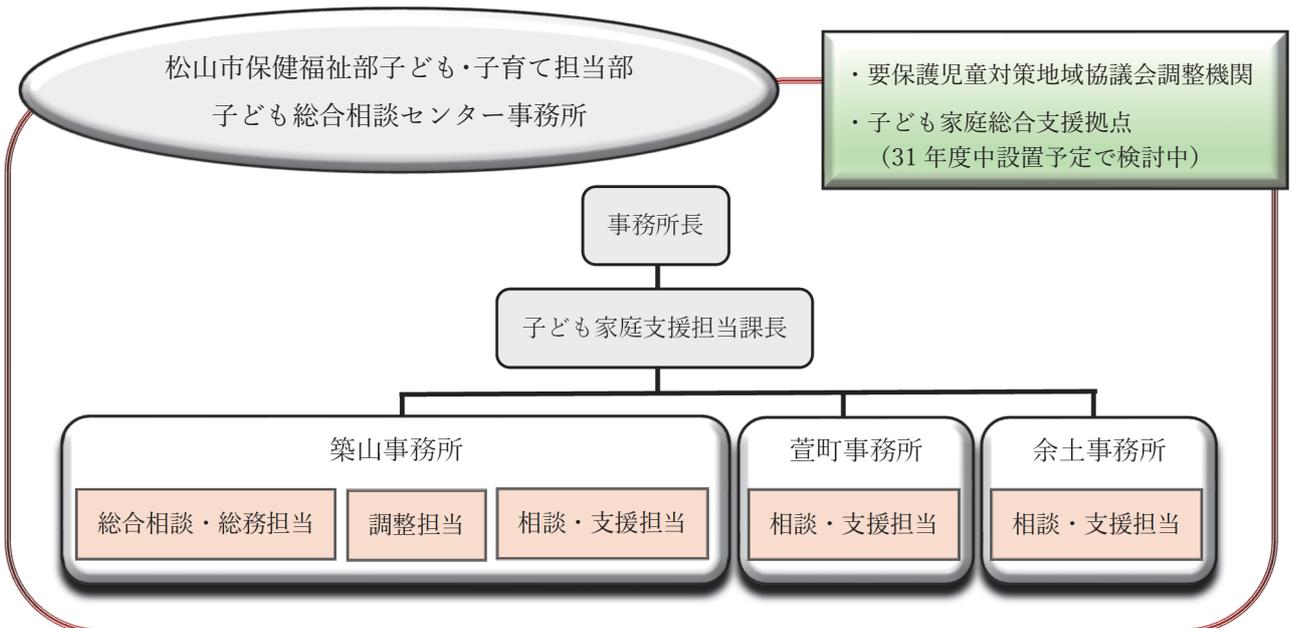
②面積：429.40km²（北緯33度50分 東経132度46分）

③人口：513,207人（平成30年4月1日現在：住民基本台帳登録人口）

④児童数：81,488人（平成30年4月1日現在：住民基本台帳登録人口）

⑤類型（小規模等）：大規模型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	27年度	28年度	29年度	30年12月末
身体的虐待	160	192	262	178
心理的虐待	203	251	363	312
養育放棄（ネグレクト）	192	214	239	138
性的虐待	2	0	1	0
合計	557	657	865	628

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

- 松山市子ども総合相談センター事務所は、市内3カ所に事務所を設置し、教育施設内にある築山事務所、市保健所内にある萱町事務所、保育所、児童クラブとの複合施設内にある余土事務所で業務を行っている。
- 築山事務所は「福祉と教育の連携」、萱町事務所は「福祉と保健の連携」、余土事務所は市西南部地域関係機関と連携した「地域密着型」といった特色を持っている。
- 築山事務所には、全国に先駆け、平成21年度から子どもに関する総合相談窓口を設置し、市内に住む妊婦から18歳までの子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動等の子どもに関するさまざまな相談に対応している。
- 相談に対し、電話、来所や訪問などで複数回面談を行い、子どもや家庭の抱える課題を把握し、個々の状況に応じて、警察や児童相談所、学校、教育委員会、医療機関等の適切な支援を行う関係機関と情報共有を行い、連携して対応している。
- 当センター事務所で、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業も実施し、継続した家庭支援を行っている。
- 児童虐待相談対応に関しては、県市共通の基準である「愛媛県児童虐待緊急度アセスメントシート」を活用し、児童相談所と情報を共有しながら対応している。
- 要保護児童対策地域協議会調整機関として、関係機関の調整を行うほか、個別ケース検討会議は年100回を超えて開催しており、関係する機関の担当者で、情報共有や役割分担、支援方針の検討などを行っている。
- 特定妊婦や居住実態が把握できない児童に関して、早期に発見し対応するため、市関係部署で検討会議等を設置し、定期的に情報共有を行っているほか、当センター事務所に適宜情報が集約される体制を整えている。

妊娠期

【妊娠期からの継続支援検討会議】（月 1 回）

- ・子育て世代包括支援センターで面談した妊婦に関し、継続支援の必要性や対応を協議する。

松山市子ども総合相談センター事務所（要保護児童対策地域協議会調整機関）、松山市子育て世代包括支援センター

乳児期

【こんにちは赤ちゃん訪問対応会議】（月 1 回）

- ・乳児家庭全戸訪問事業で未接触の家庭の対応を協議する。

松山市子ども総合相談センター事務所（要保護児童対策地域協議会調整機関）、松山市保健所健康づくり推進課、松山市保健所保健予防課、松山市子育て支援課、松山市保育・幼稚園課

幼児期

【未接触幼児等に関する対応検討会議】（月 1 回）

- ・1歳6か月児健診、3歳児健診未受診者のうち、医療機関受診や行政サービスの利用がないなど、養育支援が必要と考えられる家庭の対応を協議する。

松山市子ども総合相談センター事務所（要保護児童対策地域協議会調整機関）、松山市保健所健康づくり推進課、松山市保健所保健予防課、松山市子育て支援課、松山市保育・幼稚園課

妊娠期から18歳未満

【厚生労働省「居住実態が把握できない児童」に関する調査及び松山市「要保護児童等の支援」庁内関係課担当者会】（年 1～2 回）

- ・居住実態が把握できない児童がいる家庭や、養育支援が必要な家庭などの情報を子ども総合相談センター事務所が集約し、連携して対応する。
- ・5部18課で構成。

【松山市子どもの貧困対策庁内関係課連絡会】（年 1～2 回）

- ・各部署で子どもの貧困対策の視点を取り入れた業務を検討する。
- ・養育支援が必要な家庭などの情報を子ども総合相談センター事務所が集約し、連携して対応する。
- ・5部20課で構成。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- 平成 31 年 1 月 1 日現在、正規職員で、保健師 13 名、保育士 14 名、社会福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名、心理判定員 3 名、事務職 4 名、計 36 名を配置し、非常勤職員で、教員 0B2 名、教員資格取得者 2 名、保育士資格取得者 1 名、社会福祉士 1 名、心理専攻 2 名、計 8 名を配置している。
- そのうち 16 名が児童福祉司任用資格を取得し、年々複雑かつ困難になっている相談に対し、より迅速かつ適切な対応を行っている。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- 平成 30 年 8 月設置済。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- 子育て世代包括支援センターは母子保健、支援拠点は児童福祉の部署がそれぞれ所管することとなるが、市保健所内に萱町事務所があり、連携が図れている。
- これまでも、定期的な情報共有の場を設置するなど、妊娠期から切れ目のない支援に努めている。

(4) 児童相談所との連携

- 意識や対応に温度差が生じないように、県市共通の基準である「愛媛県児童虐待緊急度アセスメントシート」を活用し、情報を共有しながら対応している。
- 要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、児童相談所や本市が児童虐待対応している全ての家庭の進行管理を行っている。
- 一時保護解除前や施設退所前には必ず個別ケース検討会議を開催している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- 本市では、子ども総合相談センター事務所（支援拠点）が要保護児童対策地域協議会調整機関を担っている。
- 協議会の運営にあたっては、松山市要保護児童対策地域協議会規程を策定している。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- 要保護児童対策地域協議会の全ての関係機関を対象に、研修会を開催している。
(29 年度 4 回、30 年度 6 回)
- 児童クラブ、放課後子ども教室等を対象に、児童虐待の通告・相談の際のポイントやチェックリスト等を配布している。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

○築山事務所

- ・相談室、親子交流スペース



○萱町事務所

- ・ひろば（親子交流スペース）



○余土事務所

- ・相談室、親子交流スペース



(観察用相談室)

4 研究チームからのコメント

松山市は愛媛県の県庁所在地であり、あらゆる点で県の中心地である。人口 50 万を超え、児童人口も 8 万 1 千を超える中核市である。大規模型自治体における支援拠点については、そもそも保健部門、福祉部門、教育部門等が高度に分化している中で、どうやってその組織同士の連携を図っていくのが課題となっている。

その意味では、報告書記載のとおり、松山市は、支援拠点という意味では、「子ども総合相談センター事務所」を支援拠点として位置付け、その中を地域により、3 つの事務所に分けて相談・支援を担う形を整備している。特にその中でも中核となる築山事務所が全体の調整担当としての役割を担う制度設計をしている。ヒアリング意見交換時には特に支援拠点としての宣言をしていないとのことであったが、既に機能的には整備しているし、揺るがない体制が作られている。現在の体制を土台にどのように児童相談所設置に繋げていくかのロードマップ作りが今後求められていくことになる。

なお、愛媛県下における松山市の立場からして、他の市町からの相談やアドバイス等を求められることがしばしばあり、勉強会等も行って相互に他の市町とレベルアップを行うような風土があるようである。愛媛県でのユニークなインフォーマルな取組みといえよう。

(なお、このヒアリングは、県庁にて行ったものである。県の担当者と松山市ほか他の 4 市町とともに支援拠点作りの意見交換を行いながら、支援拠点の私からの説明とともに行った質疑・意見交換・ヒアリングをもとに研究チームのコメントを鈴木が作成したものである。)

研究代表 鈴木秀洋

高知県香南市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 11 月 30 日

1 自治体の概要

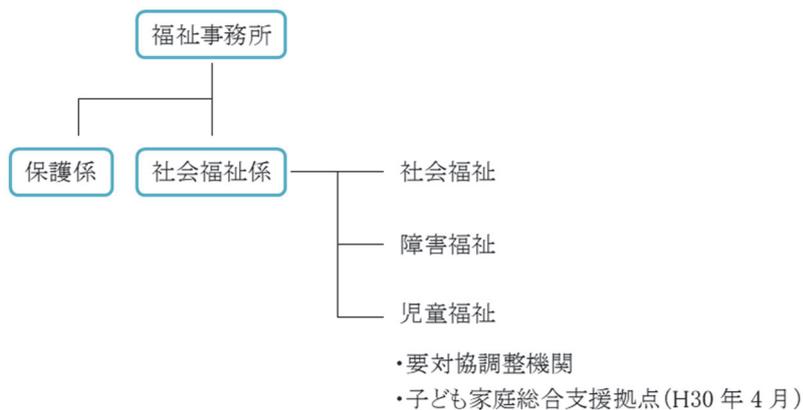
① 県内地図（県内の市等の位置）



香南市は、県都高知市の東部約 17 km に位置します。市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部と肥よくな平野部が東西に広がり中部地域は低山が連なる中に里山環境が広がっています。また北部地域は標高 300～600m の四国山地の一部を構成しており、これらの山々を源流とする物部川など、水と緑が豊かな地域です。

- ②面積：126.48km²（東西約 20 km、南北約 15 km）
- ③人口：33,350 人 14,880 世帯（H31.1 月末現在）
- ④児童数：5,205 人
- ⑤類型（小規模等）：小規模 A 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	相談件数	左記のうち 虐待と判断 された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送 致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
平成27年	138件	52件	10件	32件	0件	10件	1件	6件
平成28年	145件	65件	12件	41件	0件	12件	2件	7件
平成29年	142件	69件	16件	32件	1件	20件	0件	4件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

- ・住民基本台帳により住所や世帯構成等を把握
- ・児童の所属する機関を把握
- ・母子保健事業（予防接種・乳幼児健診の受診状況）との関わりを把握
- ・その他生活保護やひとり親家庭等の制度の関わりがないか確認
- ・税情報、民生委員児童委員、前居住地等

②相談対応

- ・虐待通告に対しては、要対協の調整担当者が初期対応を行う
- ・その他の相談については、担当地区の家庭相談員が初期対応から調査、家庭支援を担当
- ・関係機関との関わりや生活実態、成育歴等を調査し、相談内容や課題に応じて支援を行う

③総合調整

- ・要対協の調整機関の機能として、関係機関との連携が重要であり、ケース会議や定例支援会で話し合った役割分担や支援の方向性をもとに日々関係機関と情報共有、情報連携を行っている。

④調査、支援及び指導

- ・児童福祉法に基づき必要な調査を行う
- ・「定例支援会議（月2回実施）」で直近の児童、家庭の状況や支援の効果等を協議し、問題点、課題に対して支援内容やリスクランクの見直し、検討を行い支援プランを作成している。
- ・リスクランクに応じて毎月又は隔月でリスクアセスメントシートを使って組織的に重症度緊急度の確認を行っている。

⑤他関係機関との連携

- ・母子保健の主管課である健康対策課との連携では、要対協に登録されている児童や母子保健事業のなかで気になる児童についての情報交換を年3回行い、特定妊婦については健康対策課の妊婦検討会に要対協の調整担当者や児童虐待防止対策コーディネーターが参加して虐待対応の視点で特定妊婦の把握や意見交換を行っている。

- ・市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他登録児童が所属している託児所、高等学校、養護学校等に年3回訪問し、要対協に登録している児童の状況や家庭の状況について情報交換をして共有し、気になる児童についても聞き取りを行い早期発見早期対応に努めている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・支援拠点の正職員は、保健師（1名）のみで、非常勤職員の家庭相談員（3名）が子ども家庭支援員を兼務している。その他、非常勤職員の児童虐待防止対策コーディネーター（1名）を配置し、子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）や民生委員児童委員との連携強化を図っている。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

- ・平成28年4月設置

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

- ・母子保健の部署と福祉事務所は、建物が別になっているが、ケースの訪問や電話等で知った情報をお互いがその都度情報を共有するようにしている。
- ・母子保健部署で行われている妊婦検討会へ調整担当者及び児童虐待防止対策コーディネーターが参加して虐待の視点で妊婦の問題や課題を見るようにしている。
- ・年3回情報交換会を実施している。

(4) 児童相談所との連携

- ・児童相談所が作成した「リスクアセスメントシート」を児童相談所と市町村が共通して使うことにより、ケースの重症度や緊急度を共通理解することができるようになった。
- ・個別ケースについて、適宜、連絡、相談し、助言を得る等、日々の連携に努めている。
- ・年に数回、児童相談所の市町村支援専門監等が定例支援会議へ参加し、市の対応（見立てや支援内容等）について助言、指導を行うことにより、市職員のスキルアップにつながっている。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・支援拠点は要対協調整機関が担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・「子育て3課連絡会」…こども課（保育所、幼稚園、子育て支援センターを所管）と健康対策課（母子保健事業、子育て世代包括支援センターを所管）と福祉事務所（子育て家庭支援拠点、要対協調整機関を所管）の子どもに関わっている3課の管理職を含めた担当職員が集まり、各課の取り組みや課題等を共有し、共通認識を図りながら3課の事業連携や合同事業を実施している。

- ・医療機関との連携では、個別ケースの支援において必要に応じて医療機関への情報提供や病状調査を行い、情報収集や共有をして支援に繋げている。また、産科医療機関（2 か所）との妊産婦の情報交換会に母子保健部署とともに参加し、早期発見や支援に努めている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



のいちふれあいセンター外観



子育て家庭総合支援拠点事務室（福祉事務所）



授乳室を兼ねた交流スペース



相談室

4 研究チームからのコメント

人口3万強、児童人口5,000強の小規模A型の自治体の取組みとして、同様の小規模自治体の参考となろう。児童虐待対応は取り立てて宣伝するような派手な取組はないのが通常であろう。目の前の相談者に寄り添い着実に対応していく。これまで特別の取組をしているわけではないが、子どもの相談を受けられる体制を毎年着実に作ってきたというのが担当者の弁である。

支援拠点の正職員は保健師1名だが経験豊富な非常勤職員が長期的に在籍しており、その経験が安定的に共有・継承される環境が整っている。経験豊富な子ども専門の非常勤職員が異動のある正規職員を育てていく組織づくりの例として挙げられよう。日常の具体的な情報共有の手法としては、職員同士の情報共有会「朝会」を行うほか、他機関との連携に関して、子ども課、健康対策課、福祉事務所等子どもに関わっている三課の担当職員及び管理職も同席した上での会議や合同事業を行ってお

り、これらは他の自治体の参考となろう。個々人任せの連携でなく組織としての連携を意識した取組といえる。

このように、香南市では、相談担当の専門職である保健師と人事体制を構築する課長（事務マネジメント）がうまく機能し、体制を充実させることが出来ている。それは、支援拠点の長が人事・総務部門に拠点における人事面の配慮・重要性をよく伝え、行政組織のトップである市長の理解によって組織の充実を図っていることが大きいと考えられる。

児童相談所との関係では、共通のリスクアセスメントシートを使用することで見立ての齟齬がないようにしている。地域の産科医療機関との連携としては妊産婦の情報交換会に参加しており、地域と繋がることにより専門性を向上させる例として他の自治体の参考になろう。

研究代表 鈴木秀洋

高知県のいの町ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成30年11月30日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



いの町は、高知県の中央部に位置し、土佐和紙発祥の地として四国で最も透明度の高い仁淀川の美しい流れとともに育まれてきました。

また、歴史的商家の町並みや土佐和紙など素晴らしい観光資源を有するとともに、四国随一の規模を誇る程野の滝など、四季折々の自然が織りなす美しい風景や棚田などの自然も広がっています。

町の東南部は幹線道路（国道33号等）と鉄道（JR土讃線、とさでん交通電車伊野線）により高知市と結ばれており、北部は愛媛県に接しています。また、中央部には、本町の都市軸となる国道194号が南北に走り、高知県の北玄関として高知市と愛媛県西条市とを結んでいます。

気候については、面積が広大であることから、温暖多雨で四季の調和がよく保たれた伊野地域から、平野部と比較して気温が3度ほど低く、夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は最低気温が-10度にも達する本川地域まで変化に富んでいます。

②面積：470.97km²

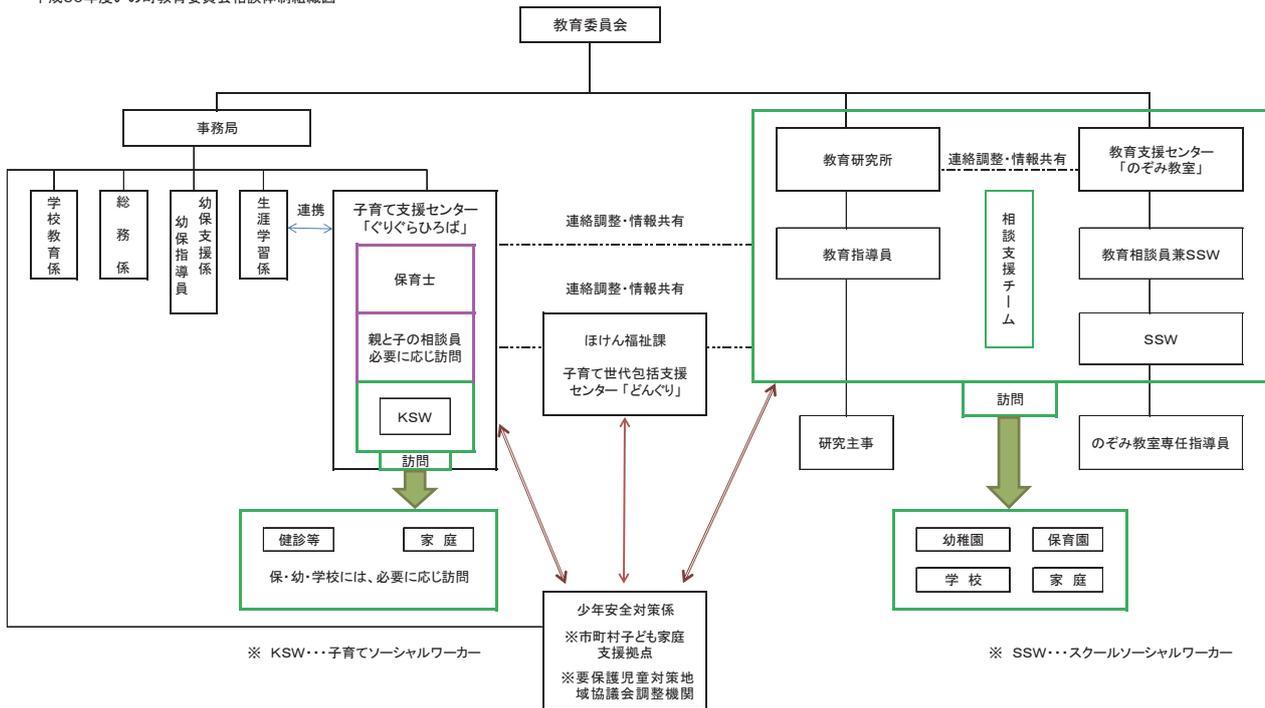
③人口：23,207人

④児童数：2,977人

⑤類型（小規模等）：A型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）

平成30年度いの町教育委員会相談体制組織図



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

（単位：人）

	相談件数	左記のうち虐待と判断された件数	虐待と判断された件数の内訳				児相への送致ケース	一時保護
			身体的	心理的	性的	ネグレクト		
H 2 7	13	7	1	6	0	0	1	1
H 2 8	32	8	6	2	0	0	1	1
H 2 9	36	11	7	2	0	2	4	4
H 3 0 (H31.1.31現在)	76	12	9	1	0	2	2	2

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握、②相談対応、③総合調整

- ・各園、学校へ相談支援チーム、子育てスクールソーシャルワーカー、要対協が定期的に訪問をして、児童等の様子を観察することや、保育士、教諭と情報共有を実施して変化に応じた対応に努めている。
- ・主任児童委員と随時、情報共有、連携を実施している。

- ・支援が必要な児童や家庭等については、随時、関係機関によるケース会を開催して、支援方針の協議を実施している。

④調査、支援及び指導等

- ・受理会議後、必要な調査を実施して、アセスメントシートを活用したリスク判定を行い、在宅支援を実施するのか、一時保護を念頭に置いた対応を実施するのか、児童相談所と相談しながら対応している。

⑤他関係機関との連携

- ・母子保健担当部署

月1回定例会を開催して、情報共有を実施しており、特定妊婦や支援が必要な家庭の、現況確認、支援方針等を協議している。

- ・相談支援チーム、子育て支援センター

月2回程度、情報共有の場を設けており、支援が必要な児童の把握に努めている。

- ・グループウェアを利用して関係部署と横断的な情報共有をしている。

グループウェアでは、ケース毎に共有する担当者を制限し、担当者の書き込みを可能とすることで、個人情報の漏えいを防ぐと共に、タイムリーな情報を共有することで必要な支援に繋げることができる。

- ・面談、家庭訪問は、家庭の状況に応じて、要対協のみでなく、保健師やスクールソーシャルワーカーと協力して実施するなどして、適切な関係機関に引き継ぐよう努めている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

平成27年度までは、児童虐待対応担当者は行政事務職1名で対応していたが、平成28年度には、中途採用で社会福祉士の資格を有する職員を1名を増員、平成29年度には児童指導員の資格を有する職員を1名配置し、平成30年度は、行政事務職2名の合計4人態勢で業務を行っている。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

平成30年4月1日に設置。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

子育て世代包括支援センターは、本庁舎から徒歩5分離れたいの町総合保健福祉センター内に設置しており、別棟にあるが、連携体制に滞りのないように、日頃から連携、情報共有を密に行っている。

月1回、要対協との定例会を開催して、現況の確認、支援方針の協議を実施している。

(4) 児童相談所との連携

- ・日頃から、情報共有、協議、助言などの協力体制を築いている。
- ・児童相談所で、2週間の実務研修を実施している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

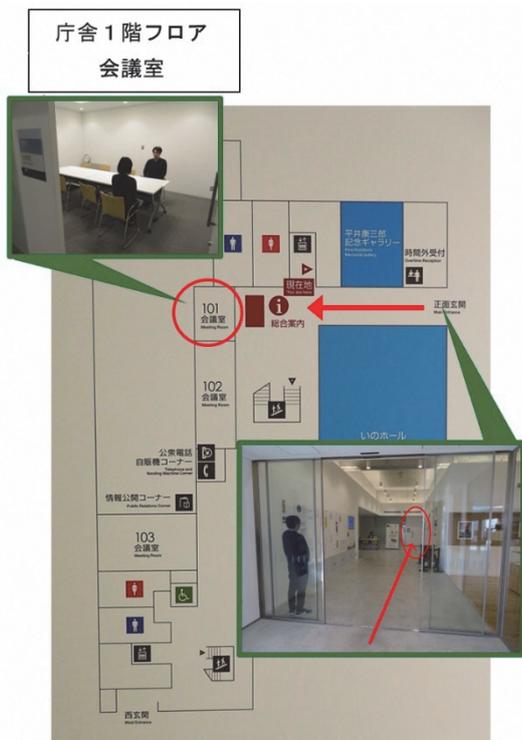
ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・支援拠点が要対協調整機関、家庭児童相談室を担っている。
- ・いの町要保護児童対策地域協議会運営要綱により実施している。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

○いの町 フロア（相談室等）



庁舎2階フロア
キッズスペース



4 研究チームからのコメント

住民人口 2 万人、児童人口 3000 人弱の小規模 A 型の自治体としては、児童虐待だけを専門の所掌とする部署を設けることは難しい。他の業務をこなさざるを得ない。そうした中では、いかにして関係機関との連携をスムーズにすることで、児童虐待事例に対して、迅速かつ確実な対応をすることができるかが課題であり、対応として求められることである。

この点、いの町では、組織図にあるように、教育委員会の中に支援拠点を整備していることから学校等との連携はスムーズであり（スクールソーシャルワーカーとの協力など）、一方庁舎から離れた包括支援センター設置の保健部門との連携を密にすることが課題となりそうであるが、その点では、家庭訪問を保健師と同行するなどして、情報共有の漏れや引継ぎの漏れがないようにしているとのことである。

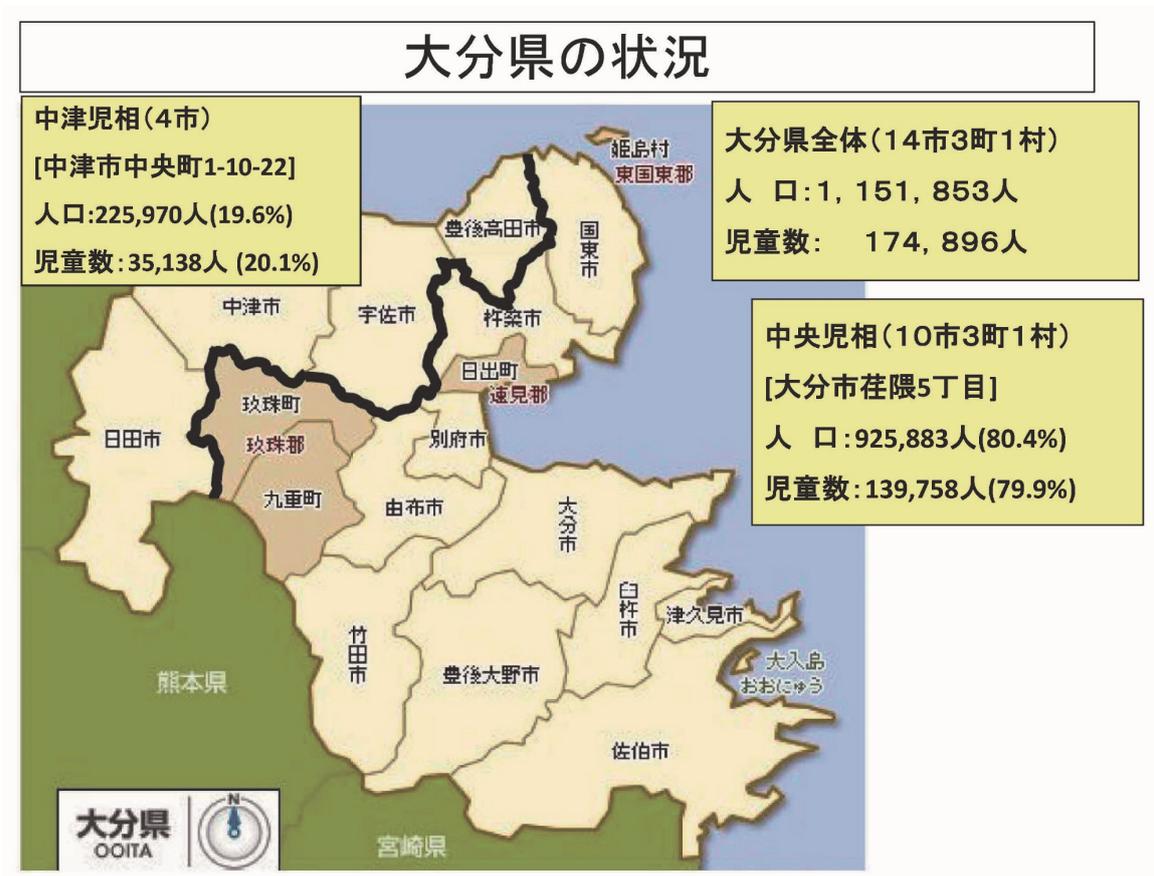
職員の専門性という観点からは毎年専門職員を増員して組織の充実を図ってきている。また、組織間のハード・ソフトの情報共有に関しては、しばしば、他自治体では、庁内で情報共有する場合にその範囲と権限が論点となる。この点に関しては、いの町では、グループウェアの利用により関係部署と情報を一部共有しているが、その場合のアクセス権の管理を細かく行うことで、個人情報の保護と情報の迅速な共有を両立させようとしている。

(※なお、いの町担当者とのヒアリングは高知県庁にて行った。)

研究代表 鈴木秀洋

大分県

1. 児童相談所の管轄区域



2. 子ども家庭総合支援拠点の設置状況

設置済み(2019年3月現在)	大分市、中津市、杵築市、国東市、
今後設置予定	臼杵市、豊後大野市
検討中	別府市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H27	5	0	7	10	22
H28	3	0	2	10	15
H29	2	0	10	9	21

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての4業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

- ・年2回、市内すべての小学校(10校)、中学校(3校)、幼稚園・こども園・保育園(18園)を主任児童委員とともに訪問している。

③総合調整

- ・現在、要対協専門職員研修を3名の職員が受講し修了済みである。

④調査、支援及び指導等

- ・主に介護保険分野ですでに当市で実績のあった地域包括ケア会議をH28年度の子育て包括支援センターの運用開始とともに、児童相談分野でも実施している。他機関多職種の専門家から助言を受けることができ、多面的な視点で、家族全体のアセスメントが可能になっている。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

- ・子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))の機能を合わせることで、社会福祉士と助産師の人件費を捻出している。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）
平成28年度から設置している。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

子育て世代包括支援センターの内の児童相談部署が支援拠点の機能を持っている。

(4) 児童相談所との連携

- ・「児童虐待対応における市町村と児童相談所の役割分担について(通知)/大分県中央児童相談所長・大分県中津児童相談所長通知/平成 29 年 3 月 16 日」内の「虐待重症度判断基準表」に基づき重症度の判定を行っている。なお、作成にあたっては児童相談所による複数回の県内自治体への現地ヒアリングや会議が持たれている。
- ・平成 27 年度に市職員と児童相談所職員の人事交流を実施した。要対協調整機関である市子ども子育て支援課職員が児童相談所 CW として、児童相談所 CW が市子ども子育て支援課職員として、半年間実務を行い互いの内情を知ることによってスキルアップや連携の強化を図った。なお、児童相談所では県内自治体職員が参加することができる 1 週間程度の短期の実習もある。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

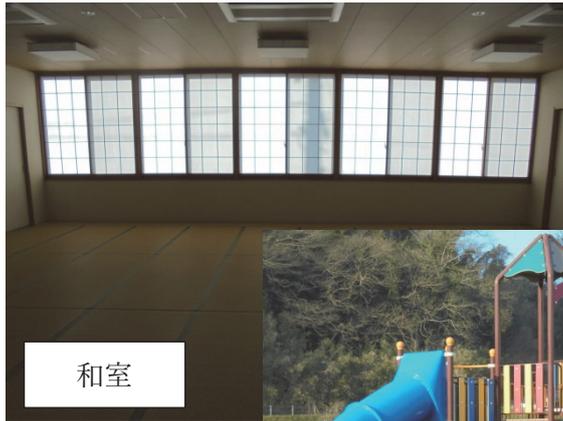
- ・支援拠点が、要対協調整機関の役割を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・現在、関係機関ごとのマニュアルやフローチャートの作成を進めている。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等





4 研究チームからのコメント

児童福祉分野のスペシャリストを市長に頂く自治体の制度構築の具体的展開に圧倒される。支援拠点は、地域づくりであるということを実感させられる。市長の強力なリーダーシップにより、支援拠点としてどのような体制を構築するのか、さらに相談及びソーシャルワーク機能をどのように充実させるのか、自治体トップの市長が、ここまで熱くかつ細部に至るまで具体的アイデアを語る自治体の例を知らない。担当者の意識も当然高い。

「すでに当市で実績のあった地域包括ケア会議をH28年度の子育て包括支援センターの運用開始とともに、児童相談分野でも実施する」とのことで、先行させた包括支援センターの整備と一体のものとして、「子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))の機能を合わせることで、社会福祉士と助産師の人件費を捻出」するなどのように、補助金をうまく組み合わせて、より住民サイドのメリットになるような体制を更に強化していこうとしている。

小規模自治体においては、職員が他の業務を兼務せざるを得ない場合が多々生じる。その場合に子ども対応の専門職員を配置しつつも、他の業務をチームとしてこなす場合に参考になる。

ヒアリングの最初から最後までずっと市長が同席され、様々な支援拠点のアイデアも頂いた。

なお、国の施策としては、主に総務省の流れとして、高齢者・障害者・子どもを丸ごと地域で支えようという方向性がある。一方で、厚労省の流れとしては、子どもの専門的な対応を求めようという方向性である。地域にこうした国の方針が示されることで、小さな自治体では限られた人材でこうした流れに則ってどのような体制をつくったら良いのか悩むところである。杵築市については、小さな自治体で家族を支えるためには、丸ごと支えて行かねばならないとの明確な方針のもと、そこに子ども対応の専門性も充足させようとしており、全国がその取組を注視することになる。農家と社会的養育を組み合わせようとする市長のアイデアなども聞かせていただいた。杵築市からは目が離せない。

研究代表 鈴木秀洋

大分県大分市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年10月5日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



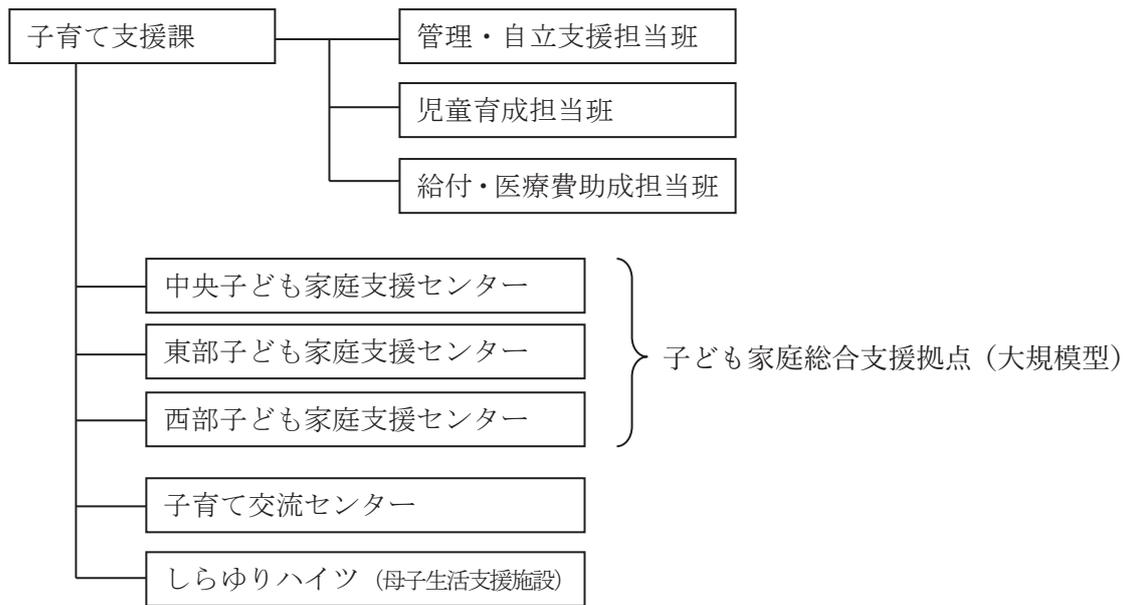
② 面積：502.38 km²（東西 50.8 km、南北 24.4 km）

③ 人口：478,222 人（H30.3 末現在） 218,643 世帯（H30.3 月末現在）

④ 児童数：80,878 人（H30.3 末現在）

⑤ 類型：大規模型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

相談種類		相談件数（件）		
		27年度	28年度	29年度
養護相談	児童虐待相談	658	636	642
	その他の相談	848	1,067	1,048
保健相談		13	11	8
障がい相談		34	57	51
非行相談		17	31	7
育成相談		652	724	542
その他の相談		170	228	218
計		2,392	2,754	2,516

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

①実情の把握

住民基本台帳の照会をはじめ、母子保健担当課、生活保護担当課、児童福祉担当課、教育委員会、学校等関係機関からの情報収集により子どもやその家庭の状況を把握している。

②相談対応

本市では、市内に3ヶ所の子ども家庭支援センターを設置し、市民に身近なところで子どもに関する相談・支援を行っている。

	中央 子ども家庭支援センター	東部 子ども家庭支援センター	西部 子ども家庭支援センター
場 所	市役所本庁舎	鶴崎市民行政センター	植田市民行政センター
相談受付 時 間	8:30～18:00	8:30～17:15	8:30～17:15
管 轄 中学校区	碩田・上野ヶ丘・王子・ 大分西・城東・原川・明野・ 滝尾・南大分・城南 (計 10 校区)	佐賀関・神崎・坂ノ市・ 大在・鶴崎・大東・東陽 (計 7 校区)	植田・植田西・植田南・ 植田東・賀来・野津原・ 判田・戸次・吉野・竹中 (計 10 校区)
職員体制	所長・ケースワーカー・臨床心理士・家庭相談員		
	DV 相談担当		

③総合調整

毎月、県中央児童相談所、大分市子ども家庭支援センター等が参加する実務者会議を開催し、要保護児童等に関する情報交換・情報共有や支援内容の協議、主たる支援機関の確認等を行っているほか、個別の事案については、関係機関と随時、個別事例検討会議を開催している。

また、児童虐待問題等について総合的な対応を図るため、庁内に福祉、保健、教育などの関係部署で構成された「大分市児童虐待問題等特別対策チーム」を組織し、同チーム事務従事者会議を年2回開催し、関係機関等とのネットワークの構築や情報共有、必要な措置に関する事務等を所掌している。

④調査、支援及び指導等

児童虐待通告受理後、住民基本台帳情報や乳幼児健診等の母子保健情報、保育園等の情報、生活保護受給情報等の様々な情報収集により、緊急受理会議を行い、初期対応の方針を協議し、通告を受けて、48時間以内に子どもの安全確認を行うようにしている。

保護者に対しては、子育て等に関して困りがないかを聞きながら支援的立場で関わる場合や、重大な事件に繋がる恐れのある場合は必要な指導を行うなどしている。

市が受け付けた虐待通告のうち、一時保護など緊急を要する重症度が高い事案については、速やかに児童相談所に通告し、対応を依頼することとしている。

⑤他関係機関との連携

毎年、要保護児童対策地域協議会実務者会議として、市内の全中学校区ごとに「中学校区実務者会議（子どもを守る地域ネットワーク会議）」を開催している。

各中学校区内の小・中学校や認可・認可外保育園、幼稚園、主任児童委員、県中央児童相談所、警察（交番）など様々な機関が参加し、関係者同士が顔の見える関係を作り、相互の連携・協力体制を構築することにより、地域での児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組んでいる。

<実務者会議の概要>

	定期連絡会	中学校区実務者会議 (子どもを守る地域ネットワーク会議)
開催状況	毎月1回	年1回(7~8月)
参加機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中央児童相談所 ・ 市保健所 (母子保健担当、精神保健担当) ・ 市教育委員会 ・ 警察 ・ 大分市子ども家庭支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所 ・ 認可外保育施設 ・ 公立私立幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 小・中学校 ・ 警察(交番) ・ 民生委員児童委員 ・ 児童養護施設 ・ 主任児童委員 ・ 県中央児童相談所 ・ 市保健所 ・ 市教育委員会 ・ 大分市子ども家庭支援センター 等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース進行管理 ・ 要保護児童等の情報交換・情報共有 ・ 援助方針の明確化 ・ 主たる支援機関の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の説明 ・ 統計等の行政説明 ・ 関係機関の役割確認 ・ 児童虐待対応に関する知識の習得(グループワーク)等 <p>※ケース進行管理は行っていない</p>

(2) 職員配置等(家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員)

福祉や心理の専門職として、社会福祉士や臨床心理士等の有資格者を採用しており、常勤職員として配置している。また、社会福祉士や元保育士、元教員も非常勤職員として配置している。

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について(有無・年度)

平成31年度中に設置予定

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

中央子ども家庭支援センターがある市役所本庁舎と保健所は近接しており、また東部及び西部子ども家庭支援センターはそれぞれ同一建物内で隣接した部屋に配置されていることから、要保護児童や妊産婦に関する情報交換や情報共有等が円滑に行われている。

来年度設置予定の子育て世代包括支援センターとは、定期的な会議を行う予定にしており、同センターとの連携・協力体制も図る予定である。

(4) 児童相談所との連携

県中央児童相談所と大分市は、毎月定期連絡会(要保護児童対策地域協議会実務者会議)を開催し、要保護児童等に関する情報交換・情報共有や支援内容の協議、主たる支援機関の確認等を行っている。

ケース進行管理に当たっては、共通のケース管理台帳を使用しており、紙ベースで保健所や警察、教育委員会とも共有している。虐待案件に関しては全件共有している。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

本市では、支援拠点が要保護児童対策地域協議会調整機関を担っている。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

市内全中学校区において、毎年「中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）」を開催し、小・中学校や保育園、民生委員児童委員など地域の関係者が顔の見える関係を作りながら、相互の連携・協力体制を強化するとともに、児童虐待に関する知識を習得することにより、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組んでいる。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等

執務室



相談室



プレイルーム



4 研究チームからのコメント

大規模型である大分市は、児童福祉法による「支援拠点」の方針が示される前から既に支援拠点としての機能整備がなされていたといえる。その点で福祉職や臨床心理士の人員は厚く配置されている。子ども視点での人員配置を行うのであれば、そうなることが望ましい。

大規模自治体では、そもそも一か所で市全域をカバーすることは難しい。大分市においては、市内を中学校区分に分けて、中央・東部・西部の3つの子ども家庭支援センターを整備することで、それぞれの地域ごとにきめ細かな支援を行う体制をとっているのが特徴である。

地域全体の機関間の連携・総合調整としては、毎月1回、県中央児童相談所・大分市子ども家庭支援センター・警察・教育委員会・保健所をメンバーとする実務者会議（定期連絡会）を開催するとともに、庁内組織間でも虐待問題対応の庁内会議を年2回開催している点も特徴的である。

物理的な距離の近さから、児童相談所や警察との情報共有はスムーズであるという。要保護児童等の情報共有や役割分担・援助方針の明確化・主たる支援機関の確認等のケース進行管理については、月1回の実務者会議（定期連絡会）において、関係機関間で共通管理台帳を基に行っているほか、個々の事案について、随時、個別検討会議を行っている。

また、地域の関係者とは、年に1回、中学校区実務者会議を開催し、顔が見える関係を維持して、連携・協力体制を構築している。

研究代表 鈴木秀洋

大分県中津市ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 31 年 3 月 8 日

1 自治体の概要

① 県内地図（県内の市等の位置）



中津市は、大分県の西北端に位置し、中津市民病院を核とした福岡県京築地区を含む4市3町村の2次診療圏の中心的な役割を果たしている。また、大分県北部地域の中核都市として、県内で唯一県庁所在地以外に児童相談所が配置されている。

豊かな自然や文化を背景に、新日本三景及び日本遺産に選ばれた「名勝耶馬溪」や、福沢諭吉をはじめ多くの偉人を輩出した「城下町中津」など観光資源も豊富で、近年では、ダイハツ九州株式会社の操業と自動車関連企業の進出により、「カーアイランド九州」の一翼を担う工集積エリアとして発展し、若者を雇用する企業も多いことから、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.95 と高い水準にある。

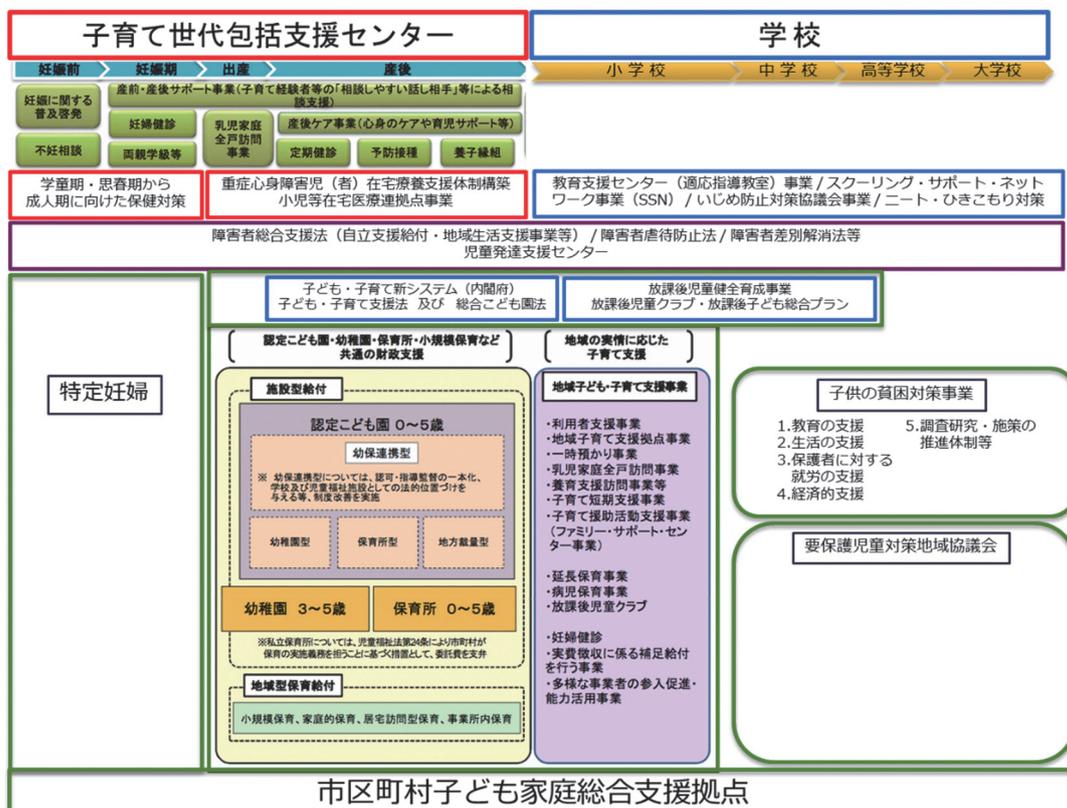
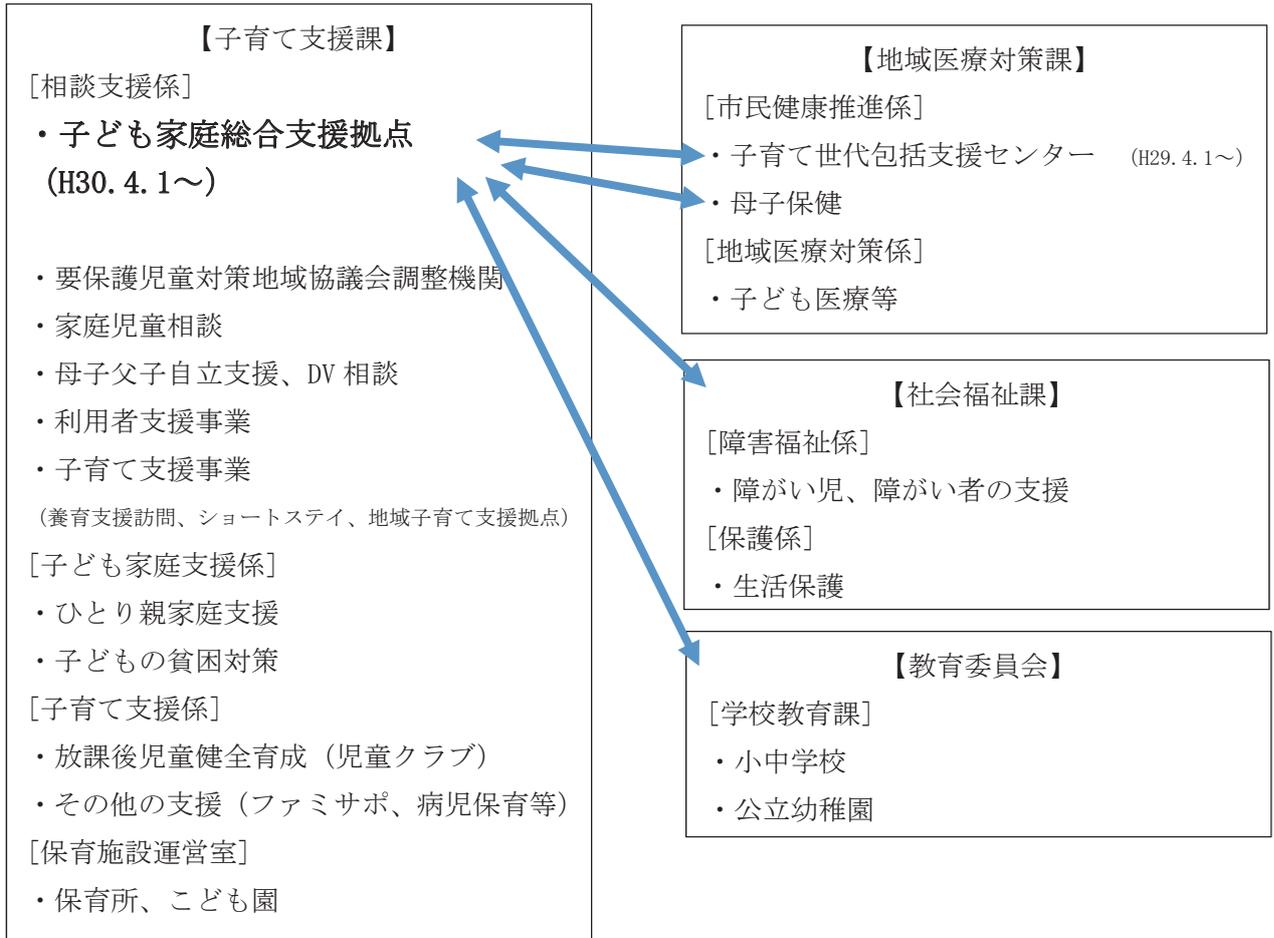
②面積：491.53km²（東西約 33 km、南北約 30 km、北緯 33 度 35 分、東経 131 度 11 分）

③人口：84,371 人（男 40,623 人／女 43,748 人）
39,508 世帯（H31.1 月末現在）

④児童数：13,960 人（男 7,119 人／女 6,841 人）

⑤類型（小規模等）：B 型

2 自治体の組織図（拠点機能を組織図に位置付け）



3 支援拠点としての説明（特徴・機能）

(1) 特徴

ア 児童虐待に係る相談件数等の推移（3年分）

	受理件数	うち虐待相談	うち養護その他	うちその他
平成 27 年度	208 件	57 件	138 件	13 件
平成 28 年度	239 件	66 件	163 件	10 件
平成 29 年度	259 件	78 件	174 件	9 件
平成 30 年度（12 月末）	291 件	112 件	177 件	2 件

イ 児童虐待対応として工夫している事項

拠点としての 4 業務（①実情の把握②相談対応③総合調整④調査、支援及び指導等⑤他関係機関との連携）遂行上の特徴

【中津市の顔のみえる切れ目のない連携】

中津市は、人口 8 万人の小規模都市の強みを活かし、地域の関係機関と密接な関係が構築し、「顔のみえる切れ目のない連携」を目指し、詳細な家庭実情を把握し家族支援を行っている。

関係機関とは異なる立場ではあるが、勉強会や現場とともに協力し家庭支援を行うことで、それぞれの立場を理解し、その役割を決めることができる。

主な関係機関として

- ・重篤な児童虐待に関わっている児童相談所
- ・就学前児童のいる家庭と赤ちゃん訪問から関係を築いている保健師が属す地域医療対策課
- ・長年教育の現場で教諭として課題を抱える児童と接し、児童のみならず、保護者の学生時代からのひととなりを把握している指導主事や、学校と随時連携しているスクールソーシャルワーカーが属す教育委員会
- ・子どもの発達や貧困全般に関しては社会福祉課が中心となるが、他に生活困窮者を支援する社会福祉協議会、子どもの発達や保護者の障がいに関する支援を行う医療型児童発達支援センターや障がい者等基幹相談支援センター

中津市の特色は、児童福祉に精通した民間の専門家の方々による支援体制が構築され、官民が一体となって『子育て地域は「大きな家族」』をスローガンに児童虐待の未然防止に取り組んでいる。

- ・長年幼児教育に携わり、大分県教育委員委員長をなされた松田東九州短期大学教授
- ・小児科の医師として長年に渡り児童虐待未然防止に取り組んでいる井上小児科医院長
- ・戦後より社会的養護に関わっている 2 つの児童養護施設と社会的養護に至る前の家族支援を行うため児童養護施設が起ち上げた児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」

また、松田教授と井上医師には要保護児童対策地域協議会のスーパーバイザーとして、個別ケースの支援の在り方について助言を頂き家族支援に繋がっている。

中津市には、様々な他職種との勉強会がある。一次予防から三次予防に携わる職員が、その勉強会に参加することで、顔のみえる関係づくりが行えている。

中津スペシャルケア研究会

福祉	児童養護施設、母子生活支援施設、 児童心理治療施設、児童家庭支援センター、 地域子育て支援センター、障害児支援施設、 中津市子育て支援課(児童福祉)、中津児相
保健 医療	小児科医、中津市地域医療対策課(母子保健)、 中津市立中津市民病院小児科 大分県北部保健所
教育	中津市教育委員会、中津市適応指導教室、 学校スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー

家族支援研修会

福祉	中津児相、児童養護施設(管理職、保育士、心理士、FSW) 児童家庭支援センター市児童福祉(家庭児童相談員、保健師)
保健	中津児相管内母子保健 保健師

母子保健研究会

医療	小児科医、中津市立中津市民病院医師 産科助産師、在宅助産師
保健	中津市地域医療対策課(母子保健) 中津市立中津市民病院小児科 大分県北部保健所 近隣町村保健師(豊後高田市、宇佐市、豊前市、吉富町、上毛町)
福祉	中津児相、児童家庭支援センター「和」

S V



①実情の把握

- ・実情の継続的把握に関しては それぞれの担当が実情把握し、問題があれば、上記のとおり連携体制の構築により支援拠点に情報提供がある。

居住実態が不明の子どもについての対応についても、具体的には下記の場合の情報共有することで、未然防止に努めている。

- ・ 保育所担当 …… 長期欠席、退所児童の家庭
- ・ 児童手当担当 …… 現況届未届け家庭
- ・ 生活保護担当 …… 児童がいる中津市内に住民票がない家庭
- ・ 教育委員会 …… 就学前健診等で連絡が取れない家庭
- ・ 母子保健 …… 健診未受診者

居住実態が不明の子どもの連絡があれば、他の関係機関の情報を確認し、確認出来ない場合は、入国管理局への照会、児童相談所から全国児童相談所を通し全国市町村への安否確認(CA情報)、警察と情報提供を行う。

- ・ 相談名簿を平成 30 年より作成。利用者支援事業や母子父子自立支援員で対応したケース、情報照会があったケースなどを名簿化し、係内(子ども家庭総合支援拠点)で週 1 度会議をすることで情報共有し、実情を把握する。
- ・ 保育所、学校への通告に対しての理解の周知
保育所園長会議での研修会(通告義務、痣の写真、対応方法など)

- ・未就学児童で所属のない児童については母子保健担当課の乳幼児健診等の受診歴・直近の保健師の関わりが大きな役割を果たす。また、子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)も未就学児童の親子の集う場として大きな役割がある。

子育て支援センターは、中津市の直営する大型の屋内施設(いきいきプレイルーム)や小規模な屋内施設(桜っこ広場)など、利用者が自分に合った場所を選べるようになっている。また、専門的な立場で実情の把握の必要性を理解している井上小児科医院が運営する「木もれび」、児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」にも委託し、気になる家庭の早期発見に努めている。

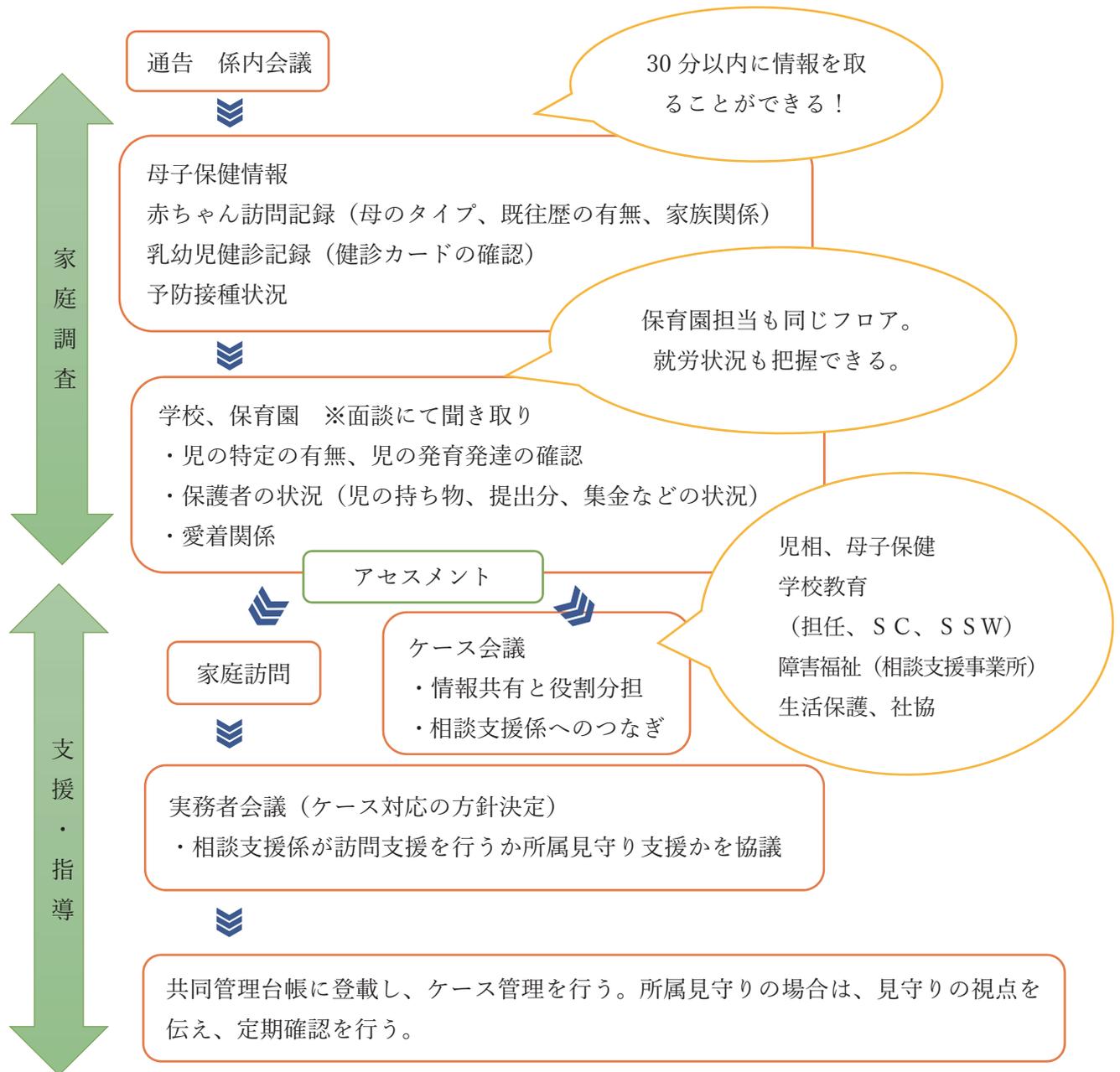
②相談対応

- ・原則、相談内容に応じて、対応者を決める。
 - 子育て相談サービスの提供・・・利用者支援
 - ひとり親、DV相談、離婚相談・・・母子父子自立支援員
 - 虐待通告、子育て相談(育児不安など)、妊婦、障がい相談・・・保健師
 - 経済苦・・・社会福祉主事を持つ職員
 - 不登校、学校生活での相談・・・小学校教員の経験のある家庭児童相談員

③総合調整

- ・ケースに応じて、どの機関が主に支援を行うことが最善の方法かをケース会議で協議し、各機関での役割分担を行う。
- <例>精神疾患を抱え、シングルで養育しているも、児が不登校傾向のケース
- ・児の不登校支援は学校が中心に行い、父の精神不安定な訴えについては、支援拠点对応。

④家庭調査、支援及び指導



⑤他機関との連携

< 保育担当課との連携 >

- ・ 保育所の認定変更通知、長期欠席名簿の回覧。

→所属見守りで問題なく終結したケースが、就労証明未提出で認定変更が必要になった場合、相談支援係で保護者面談を行い、保育園継続が行えるように支援を行う。また、長期欠席で理由が不透明な場合は、母子保健情報を確認したり、対応歴がないか等の確認を行う。

< 児童手当、児童扶養手当係との連携 >

- ・ 家庭調査のときの情報共有
- ・ 現況調査時に相談支援係が対応したい人のリストを作成し、声をかけてもらう。また、相談支援係との面談が困難なケースについては、詳しい聞き取りを担当職員より行ってもらう。

※1フロアに児童福祉、生活保護、障害福祉が集っていることで、ケースの状況だけでなく、社会資源の実情の把握も行える。

※母子保健については、フロアは別でも、人事交流があるため、互いの立場や制度理解ができており、連携が取りやすい。

※社会福祉協議会とは、ケースを通じて、生活困窮支援などの助言をもらい、同伴訪問等に対応を行っている。社協より、気になる家庭についての情報提供や拠点への相談につながることもある。

<その他機関との連携について> ※前段の【中津市の顔のみえる切れ目のない連携】参照。

(2) 職員配置等（家庭支援員、心理担当、虐待対応専門員）

・支援拠点（正職員）

①総括する主幹、②保健師

③他の子育て支援業務を兼務する一般行政職職員（社会福祉主事の資格あり）

・支援拠点（非常勤職員）

④保育士1名、⑤福祉経験のある市職員OB

⑥家庭児童相談員（教員の資格あり、前職小学校教諭）

⑦母子父子自立支援員 ⑧利用者支援専門員

非常勤職員は1日6時間勤務なので、就業開始時間が異なることで常時数名が相談者と対応できる体制をつくっています。

・今後は心理士の配置も必要だが確保できず。（非常勤職員で予算計上済み）

(3) 保健部門との一体性・連携

ア 子育て世代包括支援センターの設置について（有無・年度）

平成29年度に地域医療対策課（母子保健部門）に設置。

イ 一体性・連携についての工夫・具体例

・子育て世代包括支援センターの保健師が、実務者会議、児相連絡会に参加し、情報共有を行っている。重篤なケースは、子育て世代包括支援センター保健師が担当し、それ以外のケースでも直接対応する地区担当保健師への支援、指導は包括支援センター保健師が行う。

・要対協で受理したケースについては、母への対応を母子保健が行うか、要対協保健師が行うかをケース毎に決める。ハイリスクケースは、虐待対応保健師が主で行い、ケースによっては同伴訪問を行ったり、母対応と家族対応との役割分担を行う。

- ・産科との連携

母子保健では、産科との連絡会が定期的に行われており、ハイリスクの把握や支援必要な情報交換が双方で密に行われている。そこから特定妊婦として要対協に上がってくるケースも多い。

- ・精神科との連携

精神科医とのケース連絡票のやり取りが行われている。(市内精神科)

市外の精神科で情報連携が困難な場合は、要対協を通じて行い、それも難しい場合は、保健所や児相の協力のもと行っている。

※精神疾患のある妊婦で、産後のリスクが予測される場合は、精神科と連携し、出産前に、産科を交えてケース会議を行う。

<具体例>

人格障がいのある特定妊婦、出産1か月前に精神不安定になる。精神科への情報共有、出産時の状況を確認し、児相、産科とのケース会議。入院中に、母子保健、要対協保健師で同伴面接。産後の精神科受診を拒否。児相と要対協保健師で家族と面談、協議。家族、産科医の協力で、精神科受診につながる。母対応は母子保健が行い、家族への状況確認や家族支援を要対協保健師が行い、双方の情報を共有し双方の支援につなげた。

- ・常日頃から、担当部署を行き来し、対面での情報共有を行い、双方の負担にならないよう、役割分担を行っている。

(4) 児童相談所との連携

- ・中津市内に中津児童相談所があり、実務者会議など月2回の定例会議と併せて、緊急に協議が必要な場合も、対面で相談が行える関係にある。

- ・一時保護や措置の解除に際しての「かるがもステイ」や「家族応援会議」には市も参加し、家庭引き取り後の訪問にも同伴することで、市のケースとしても対応がスムーズに行える。

<課題>

- ・平成29年度より、面前DVや泣き声通告のケースが市に送致されるようになり、市の専門性も求められるようになってきた。そのための人材確保が必要。

- ・一時保護の児童の家庭で、在宅の兄弟児をどちらが主担当でケース支援を行うか等の課題も生じている。

- ・市が支援していた家庭で、児相へ通告しなくてはならない状況が発生、担当していた市職員と保護者との関係が悪化。一時保護後には、在宅ケースとなり、再度市が支援しなくてはならない場合、関係の再構築が困難な場合がある。

- ・市は他の市民との子育てサービスの公平性も考えなくてはならない。保育所入所調整やショートステイ利用など調整が困難な場合もある。

(5) 要保護児童対策地域協議会等との関係

ア 「支援拠点は要対協調整機関を担う」との定めとの関係

- ・中津市では、支援拠点が要対協調整機関を担っている。

- ・要保護児童対策地域協議会設置要綱を作成し、運営している。

イ 要対協その他関係機関との連携等の具体的工夫

- ・松田順子東九州短期大学教授、井上登生小児科医院長には要保護児童対策地域協議会のスーパーバイザーとして、代表者会議(年2回)のみならず、実務者会議(毎月1回)と、状況に応じ個別ケース検討会議に参加していただき専門的な視点からケースの支援についてご助言を頂いている。
- また、虐待事案で関係したことのない機関との橋渡し役になっていただいた。

(6) 相談室、親子交流スペース、事務室等



事務室 (こども家庭総合支援拠点)



相談室 (こども家庭総合支援拠点)



事務室及び相談交流スペース（子育て世代包括支援センター）



事務室及び相談交流スペース（子育て世代包括支援センター）



相談室（子育て世代包括支援センター）



授乳室兼親子休養室（子育て世代包括支援センター）



親子交流スペース（別館いきいきプレイルーム）

4 研究チームからのコメント

自治体と地域医療ががっちり手を組むとここまでの取組みができるのかという感嘆すべき取組みの数々である。他自治体が参考にできる取組みの宝庫であるのでこのヒアリング報告書を詳細に読んでほしい。中津市の取組みは、支援拠点という用語が法定される以前から、何年もかけて、地域の小児科医（井上登生小児科医院長）のアドバイスを受けながら構築してきたものであり、支援拠点作りは地域づくりであることを具体的取組みとして見せてくれる。

支援拠点としての専門性向上とソーシャルワーク機能を果たすためには、地域医療から援助を受けることができるか否かにかかっているといても過言ではない。しかしながら、自治体ヒアリングをしてきて、地域の精神科医、産科医、小児科医との連携はなかなか難しいのが現状である。医療側と行政側の溝は深い。医療側の事情（要望）を行政側に伝えることと、行政側の不足（協力をほしい）部分を地域医療側に伝えること等お互いに協議を繰り返す、勉強会を設けるなどの作業が必要となるが、中津市ではそれを主に地域の小児医が担ってきた。特に行政が苦手とする医療専門分野間の横のつながりを医療側が担うことで地域を繋げてきた歴史がある。こうして、地域医療の専門的アドバイスが常時得られる体制を作ってきたことで中津市の保健及び子ども福祉部門の職員が継続的にレベルアップして自信持ってケースに向き合っているように思える。

支援拠点としては、包括支援センターと支援拠点の連携・一体化がポイントとなるが、中津市では、まず職員を相互の組織が分かるように異動（交流）させるようにしている、また、日常の仕事としても、双方の職員が双方の会議に参加するようにしている、さらにケースの引き継ぎの場合でも（事務側でなく保護者側の視点に立って）、例えば保健師が受けた育児相談などを支援拠点の担当者につなぐ場合には、支援拠点の〇〇さんの名前を出してその場で要件も伝えて繋ぐなど、相談した側が自分からアクションを起こす（説明を一から行う）ことなく、自分の応援者が増えたと認識してもらえるような工夫をしている。

関係機関から情報提供があった場合には必ずその後の経過をフィードバックすることも当然のように行われおり、他の自治体で課題としてあげられることが、日常の仕事のパッケージとして確立している。

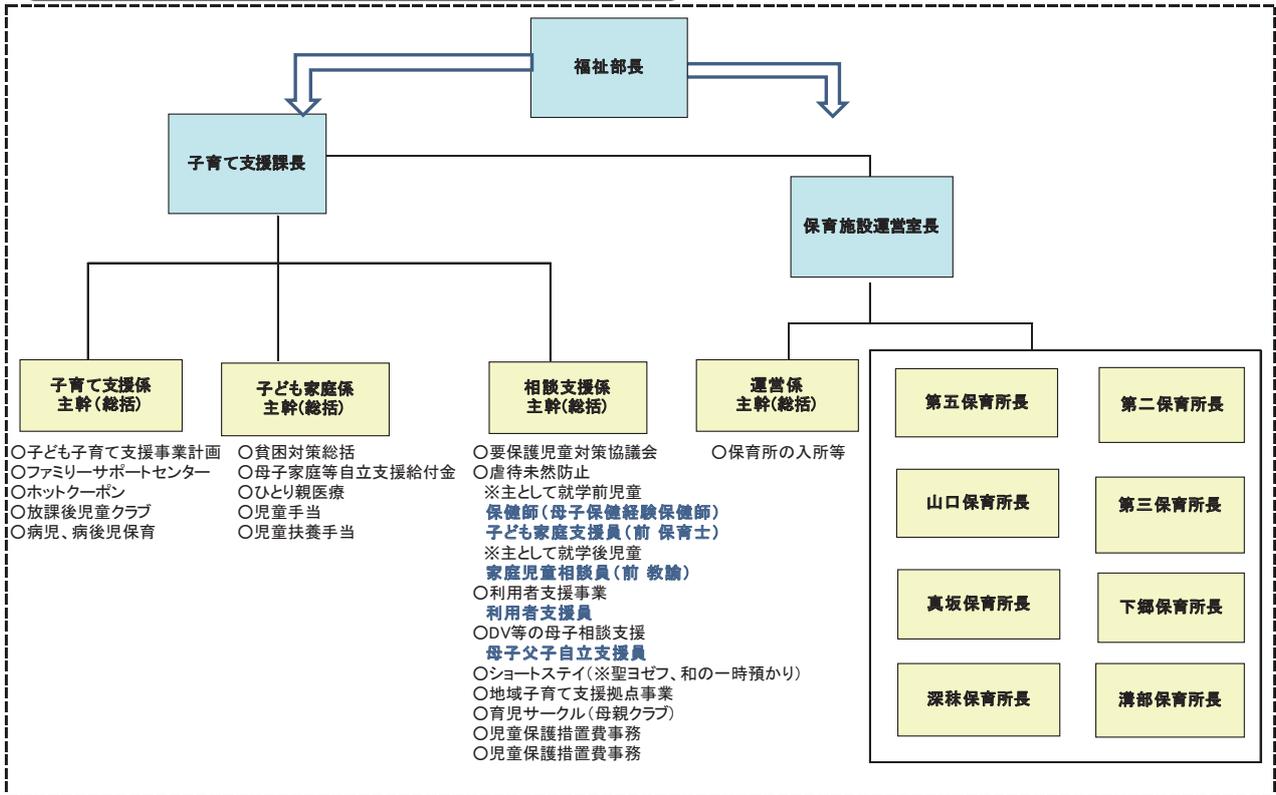
日常的な地域医療からのバックアップがあるので、他の関係機関や児相とも対等に意見交換ができることが強みである。

最後に、児童養護施設が地域の子どもと家庭を支えていることに触れておかねばならない。児童養護施設（清浄園）が児童家庭支援センターを担っているとともに、市のショートステイ等も担っており、大きな意味で中津の地域の拠点としての機能の一翼を担っている。

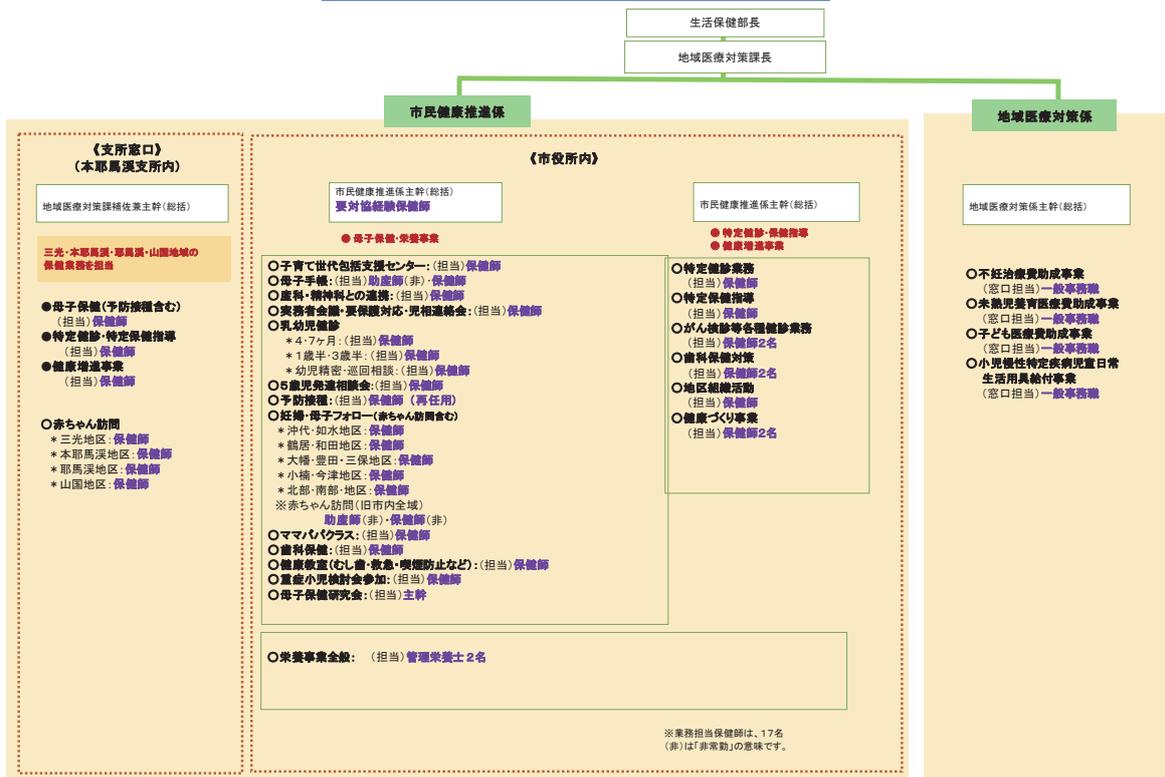
子どもを主体とした地域づくりを可視化した先進的なモデル地域である。

研究代表 鈴木秀洋

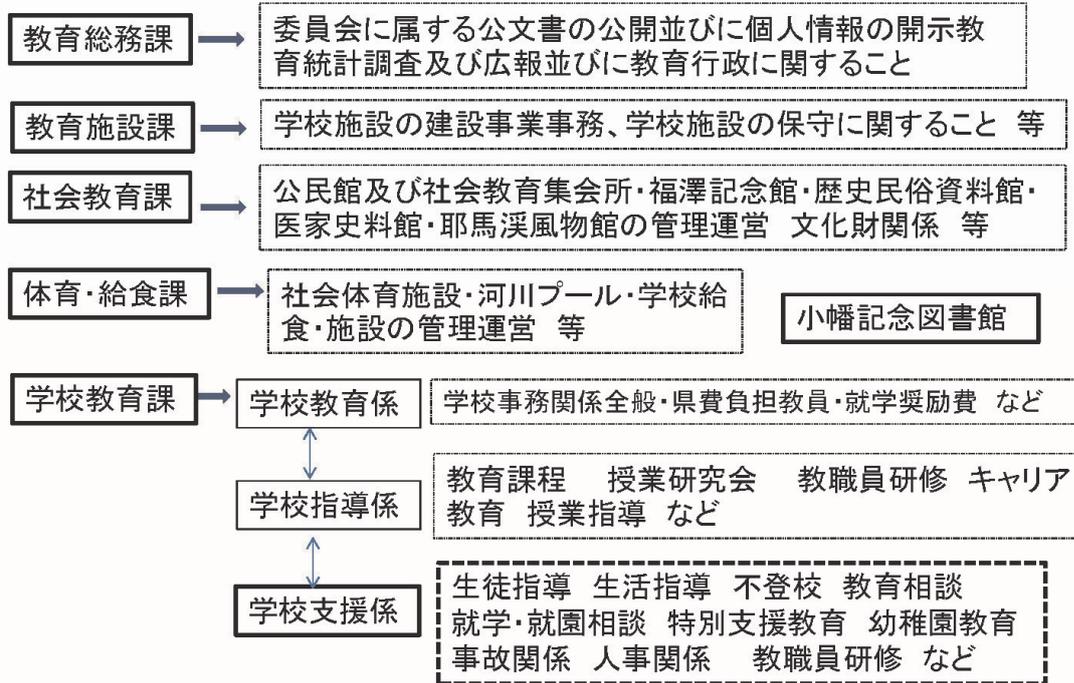
(平成30年度子育て支援課組織図)



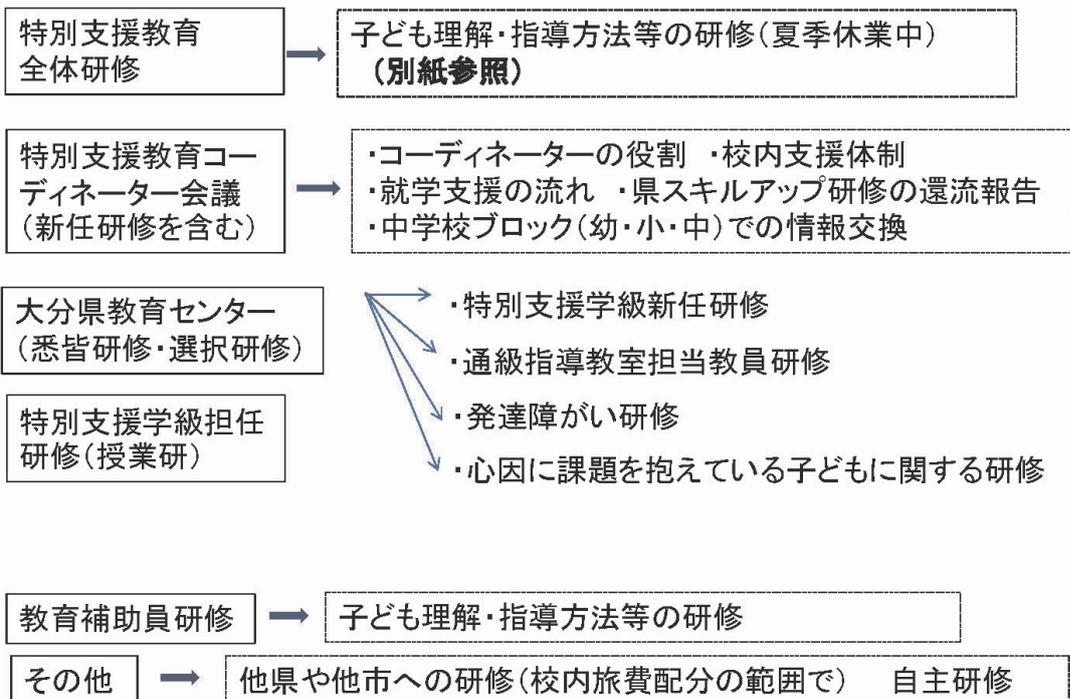
(平成30年度 地域医療対策課 組織図)



中津市教育委員会の組織 (H30年度)



子どもに関する研修(特別支援教育に限定して)



中津市における要保護児童対策地域協議会の充実

	代表者会議	実務者会議	児童相談所 連 絡 会	個別ケース 検討会議
役 割	・虐待問題への意識の向上 ・実務者会議が円滑に行われるための環境づくり	・個別ケースの総合的な把握 ・課題の整理 ・情報の共有 ・支援内容や役割分担の確認	(実務者会議の位置付け) ・継続ケースの共同管理 台帳に基づく、情報共有 役割分担の確認	・個別ケースの支援
開催頻度	・年2回 (2回)	・月1回	・月1回	・必要に応じて 平成29年度(46回)
内 容	・受理状況の報告 ・事例報告 ・講演「一時児童養護について」 大分県中央児童相談所 一時保護課長	・受理児童の報告 見守りケースの経過報告や 支援方針の検討、情報交換	・受理児童の報告 ・共同管理台帳作成	・個別ケースに対する 具体的な支援内容の検討
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉関係 民生児童委員、児童養護施設 私立保育協議会、中津児童相談所 医療型児童発達支援センター 児童家庭支援センター ・保健医療関係 中津医師会(小児科・産婦人科・精神科) 中津歯科 医師会、中津市民病院 北部保健所、中津消防署 ・教育関係 東九州短期大学教授、中津市教育委員会、 中津市小中学校長会 青少年健全育成会議 ・警察司法関係 中津警察署、弁護士会 ・人権擁護その他の関係 自治委員会、大分地方務局中津支局、 人権擁護委員協議会 ・市関係者 福祉部長、地域医療対策課長、社会福祉課 長、人権啓発推進課長、生活環境課長 	<ul style="list-style-type: none"> ※スーパーバイザー ・松田東九州短大教授 ・井上小児科医院長 ・中津児童相談所職員 ・子育て支援課 課長、係長、担当保健師、 子育て支援相談員、 家庭児童相談員 母子父子自立支援員 ・学校教育課 学校指導主事 SSW ・地域医療対策課 (保健師) ・児童家庭支援センター「和」 (児童福祉士) ・医療型児童発達支援センター ・社会福祉課長 ・北部保健所 (保健師) ・中津市民病院 (保健師) ・中津警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ・中津児童相談所職員 ・子育て支援課職員 ・学校教育課職員 ・地域医療対策課職員 ・児童家庭支援センター 「和」児童福祉士 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童家庭に関わ りのある機関 ・今後関わりが予測される 機関 児童相談所、保健所、教 育委員会、学校、保育園、 医療型児童発達支援セン ター。 自治委員、民生委員、市 役所関係各課等

中津市要保護児童対策地域協議会要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の第1項の規定に基づき中津市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）（以下「支援対象児童等」という。）への適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

（所掌事務） 特定の行政機関が行なうものとして定められている事務。

第2条 協議会は、支援対象児童等に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 早期発見及びその支援に関すること。
- (2) 必要な実情の把握に努めること。
- (3) 必要な情報の提供を行なうこと。
- (4) 活動状況の報告と評価に関すること。
- (5) 家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと。
- (6) 協議会の下部組織への助言及び指導に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員40名以内で組織する。

2 協議会の構成員は、児童福祉、保健医療、教育、警察、司法、人権擁護その他の関係機関及び関係団体並びに児童の福祉に関連する者その他の関係者（以下「関係機関」という。）をもって構成し、その他市長が指定する者を充てる。

3 前項の関係機関等は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉関係	ア 中津市福祉部子育て支援課 イ 大分県中津児童相談所 ウ 中津市民生委員児童委員連合協議会 エ 中津市青少年健全育成市民会議 オ 児童養護施設
------------	--

	カ 中津市認可私立保育園協議会 キ 障害児入所施設 ク 児童家庭支援センター
(2) 保健医療機関	ア 大分県北部保健所 イ 中津市医師会 ウ 中津歯科医師会 エ 中津市民病院 オ 中津市消防署
(3) 教育関係	ア 中津市教育委員会 イ 東九州短期大学 ウ 中津市小中学校長会
(4) 警察、司法関係	ア 中津警察署 イ 弁護士会
(5) 人権擁護その他の関係機関	ア 中津市自治委員会 イ 大分地方方法務局中津支局 ウ 中津人権擁護委員協議会
(6) 児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者	中津市長が指定する者

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、第1条に規定する目的及び第2条に規定する所掌事務を達成するため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(要保護児童対策調整機関の指定及び事務)

第6条 市長は、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行なう要保護児童対策調整機関として、中津市福祉部子育て支援課を指定する。

2 前項の要保護児童対策調整機関の事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 協議会の総括に関する事務

- ア 協議事項その他開催の準備に関すること。
- イ 議事の運営に関すること。
- ウ 資料の保管に関すること。
- エ その他協議会の事務に必要なこと。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況及び関係機関等との連絡調整に関する事務

- ア 関係機関等による支援対象児童等にかかる支援の実施状況の把握に関すること。
- イ 支援対象児童等に対する関係機関等との連絡調整に関すること。
- ウ その他支援対象児童等に係る取りまとめ等に関すること。

(下部組織)

第7条 協議会に下部組織として、実務者会議、ケース検討会議又は個別支援会議を置く。

2 前項の下部組織の設置及び事務事業については、別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び構成員であったものは、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定の適用は、前項の構成員及び構成員であったものを除き、次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者に及ぶものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 3 前2項の規定に違反したものは、法第61条の3の罰則の規定の適用を受ける。

(協力要請)

第9条 協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換及び協議を行なうため必要があると認めるときは、協議会の構成員以外のものに対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は協力の個人情報の保護に配慮しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、中津市子育て支援課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

(制定理由)

児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）により、支援対象児童等に関し、関係機関等間で情報の交換と支援の協議を行なう機関として「要保護児童対策地域協議会」をおくことができる旨の規定が設けられたため、この協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることに伴い、要綱の全部を改めようとするものである。

■ 文献

- 1) 井上登生, “子ども虐待” マネジメント, 田風浩彦編, 小児科医の役割と実践: ジェネラリストのアプローチになる, Pp. 118-124, 東京: 中山書店, 2013.
- 2) 厚生労働省産科川崎等・児童家庭局長通知: 「市町村子ども家庭支援窓口」(ガイドライン) について
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Siseiakujoohou-1900000-30-youtkinoujifoutankakyoku/0000101704.pdf>
- 3) 厚生労働省: “子どもの虐待防止推進全国フォーラムにおおいた2013” 第4分科会: 虐待防止のための母子保健のあり方
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Siseiakujoohou-1900000-30-youtkinoujifoutankakyoku/000043083.pdf>
- 4) 大分県東部保健所ヘルプセンター・スタートにおおいた地域推進部門部会, ヘルプセンター・スタートにおおいたガイドライン(大分県東部地域版)
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/32852.pdf>

- 5) 大分県北部保健所ヘルプセンター・スタートにおおいた北部圏地域推進部門部会, ヘルプセンターにおおいたガイドライン(北部圏地域版)
http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/25579_2/0157_misc.pdf
- 6) 奈良県医療政策部保健予防課, 社協明からの母子保健活動マニュアル-乳児期早期の虐待予防に向けて-, 平成25年8月,
<http://www.pref.nara.jp/secure/1067/4/0amuel2013.pdf>
- 7) 井上登生, “ゼロ歳児からの子ども虐待予防, 小児科臨床”
69: 2755-2759, 2016

総説

小規模市町村における子ども虐待予防活動 大分県中津市における取り組み

II : 児童福祉 子育て支援課・児童家庭支援センター編

医療法人井上小児科医院¹⁾、大分県中津市子育て支援課²⁾、大分県児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」³⁾
井上 登生⁴⁾、上村 祥子⁵⁾、古屋 康博⁶⁾

■ はじめに

Iの母子保健事業から始まった大分県中津市における子ども家庭総合相談支援のポピュレーションアプローチに続いて、児童福祉の立場から中津市子育て支援課の事業について報告し、中津市の社会的養育システムにおいて欠くことのできない児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」の事業活動について報告する。

■ 子育て支援課(要対協・虐待予防対策担当)より

1. 要保護児童対策地域協議会
ここでは中津市における要保護児童対策地域協議会(以後、要対協)の活動について2015年度の業務報告をもとに述べる。

調整機関の業務として、協議会(代表者会議): 2回、個別子育て会議を含む受理会議: 15回、実務者会議: 18回、個別ケース検討会議: 36回(22世帯、児童数38名)などの会議を実施した。

実務者会議では、ケースの経過や支援方針の確認、検討、情報交換を行った。2014年度まで大分県教育委員会教育長を務め、本会の会長兼スーパーバイザーである松田順子教授や筆者をはじめ、中津警察署生活安全課(2019年4月からはDV・児童虐待専門担当)、児童家庭支援センター「和」のソーシャルワーカー、保健師、市民病院小児科保健師、社会福祉課(生活保護等)、地域医療対策課の保健師、学校教育課の先生をメンバーとし、開催した。必要に応じて、ケースに直接関わる他の関係機関の実務者にも会議出席を依頼し、情報の共有や事例検討などを行っている。2016年度からは障害福祉課と発達支援センターの地域コーディネーター、2017年度からはスクールカウンセラー(市常勤)が常時参加となった。

2. その他の機関との協働・連携
児童福祉課と子育て支援課の連絡会12回実施、中津市児童家庭総合相談業務で相談を受けた件数は208件

であった。養育支援事業は2009年度から取り組みを開始し、2015年度の件数は51世帯、のべ137回の訪問を行った。前述の母子保健事業、養育支援訪問事業研究会で、助言を受けながら対象者の適宜やその家庭にどのような支援が必要か等ケース検討を行った。

児童虐待・健全育成に関する活動として、厚生労働省作成のポスターやチラシの配布を行った。

中津市子育て教室事業は、子どもの取り扱い方やしつけについて関心者が多くなく、親が子どもにも対し暴力や暴言に類らない子育てスキルを身につけるための子育て支援プログラムを行い、子どもへの接し方を身に着けて虐待の未然防止を図ることを目的としている。2015年度は講師2名で2クールを実施した。進め方は、講義、ビデオ、ロールプレイを組み合わせた演習形式で行った。また、井上小児科医院に併設した中津市地域子育て支援センター(以後、本もれび)においても同様の子育て支援教室を実施している。本事業は、参加・尊重・守秘をルールとして実施しており、本年度ケースの母親の感想として、「最近、子どもの目を見て話をしていたの8割くらい感情で怒っていたことに気づき、自分自身を見直すことができた」等もあった。

3. 中津市相談種別別件数(児童相談所との共同管理台帳について)

中津児童相談所管内における市町村別・相談種別別処理件数において、中津市は人口も出生数も管内で最も多い状況であり、2015年度の対応件数は44件と全体の43.9%を占めている。

表1は中津市子育て支援課と中津児童相談所における中津市分について対応した件数を示す。(A)の中津児相談件数とは、中津児相談所における中津市分について対応した延件数で414件。(B)は実件数で327件(これは、初回対応の内容を種別別に分けてカウントしている)。(C)の中津市実件数は子育て支援課が対応した件数で208件。(D)の重複ケースは、子育て支援課と中津児相談所の両者で対応している件数で

の損失が主な要因としてあった。それまでは県北地域にある2つの児童養護施設が緊急一時保護及びシスターステイ対応を行ってきたが、一時保護等に付随して様々な課題が生じていた。入所児童の重篤化が進んでいく中、施設職員が新たな児童を受け入れる余裕は少なく、アセスメントが十分でない状態でも受け入れざるを得ないこともあった。利用児童の中には社会的養育や施設利用サービスへの入り口になる児童も多くおり、専属のスタッフが、実際は「既習集団の中に放り込まれる」状態であった。このような現状に対し当該センターに一時保護機能を付加することで、児童福祉施設に附置された居住空間を持つ強みを生かし、保護児童を「個別的にケアされる」方向へと転換した。現行方式では、施設入所児童とシスター・一時保護児童双方のプライバシーの確保が担保されている。

このように、当センターでは子どもを定期的に預かることのできる独立した設備（居宅、キッチン・ダイニング、風呂・トイレ等）を準備しており、周辺市町村からのシスターステイ委託、児相からの一時保護委託や里親ネットワークなどに対応している。

シスターステイについて、年度ごとの統計を見ると近年の傾向としてシスターステイ利用者と要対関係者の性別が高くなってきていることがわかる。また一時保護委託については入所期間が1ヶ月以内であれば当センターで対応しているが、この際、入所児童の学

校生活や教育を受ける権利を保障するために、児相の職権保護以外はその所属校へ送迎し生活の変化を最小限に留めるようにしている。

シスターステイや一時保護を実施した場合、センター

が事務局になって以降のスペースの内容を示す。このように医療・保健・教育、福祉分野から毎月30名程度の参加があり、井上やその他の専門家による助言や関連する事項についての講義を行う。毎回回生した議論が展開されているが、回を重ねることに参加者の視点や知識が継続され、支援者の質の向上や知識及び技術のアップグレードが図られている。このように、まさに「スベシヤルケア」を行う支援者の養成、様々な立場の仲間同士の意見を聴きながら、同時にエビデンスのある知見を織り交ぜながら継続して行うことができている。

で後述する「スベシヤルケア研究会」で支援方針の検討を行っている。このように中津市では相談内容の重篤度に応じて、迅速かつ適切な支援ができるよう、体系的なフレームワークが構築されている。

(2) 地域支援・虐待予防活動

中津市内には学区（中学校区）ごとに親子の遊び場があるが、当センターも小さなプレイルームを地域に開放し、年間3000名程度の利用がある。その遊び場

で、他の親子広場と同じようにベビーママー、こじやリトミックを開催している。中津市内には、こうした親子の居場所がいくつもあり、母親たちが自らの状況や好みに応じて自分の居場所を自由に選択している。つまり子育てをする母親たちが、自らその広場の雰囲気等で自然に振り分けられてきている状況がある。

このほかの虐待予防活動として、2009年度から当該センターにおいて、2014年度から中津市子育て支援課からの委託で子育て教室（ペアトレ）を実施している。当センターの教室は平日昼間（午前10時～12時）に行い、子育て支援課主催の教室は平日夜間（午後6時～8時）に開催し、仕事をしているという親たちや、母親たちが子どもと分離してゆっくり過ごすようにしている。毎回の受講前後に受講者から評価をとり、母親たちが子どもと分離してゆっくり過ごすようになっており、これまで103名の母親たちが全プログラム

の受講を終えたが、全体的に受講前に比べて子育てスキルが上がったことがわかる。このように自身の子育てを振り返りながら技術を習得していくことが、母親たちの不適切な関わりの子供につながる。教室に参加した母親たちからの感想を見ると、教室に参加するまでは育児不安や孤立感を感じていたものが、グループに参加しスキルを獲得することで自信が得られ、育児不安や孤立感の解消が得られたことがわかる。一方で子育て教室の課題については、これまで118名の母親たちが受講を開始して修了者は108名であった。つまり15名の母親たちが未修了となった。その理由は「転居」や「転出」から多いものの原因を分析すると、要保護性が高いケースや受講者自身が精神的問題を抱えていることがわかった。このことから当センターで実施している子育て教室は、ポピュレーションアプローチに近いことがわかる。

(3) 一時保護等

当センターの設立背景を振り返ると、大分県北部圏域における一時保護ニース

(1) 相談支援

当センターの2015年度相談受理実人数は264人（延べ1389件）で、そのうち中津市内のケースが約8割の218人であった。その218人のうち中津市要対協における共同管理台帳掲載児童数がその約3割の63人であった。当センター職員が、中津市要対協の実務者会議（月1回開催）や共同管理台帳連絡会議（月1回開催）に参加しているため、当センターの受理ケースが要対協取次ケースであるかがリアルタイムで把握できるようになっている。また当センターの毎年度ごとの相談受理件数と、中津市要対協の相談受理状況とを比較すると、相談件数の増減がリンクしていることも一目でわかる。

相談種別の割合については、当センターの相談の特徴として、性格行動相談や、しつけ相談が多くあるが、これは当センターの心理職員が中津市の1歳6ヶ月、3歳6ヶ月の集団乳幼児健診や5歳児発達相談にて子育て相談を受けていること、中津市の子育て支援課と連携して当センターが親支援プログラム（子育て教室）を開催していることが主な要因として考えられる。次に相談経路別の統計であるが、近年の傾向として、市の母子保健担当課（中津市においては地域医療対策課）経由の相談が増えている。このデータにより、支援が必要なケースについては、早期からの支援や関係機関の連携及び情報共有ができていくことがわかる。

当センターにおいての相談ケース対応として、まずアセスメントを行った後に、図2のように各係支援を開始する。必要に応じて中津市要対協につなげ、関係機関での情報共有を図っている。そのなかで支援が困難なケースに関しては、スーパーバイザーとして松田教授や井上のいる中津市要対協実務者会議、個別ケース検討会議、あるいは匿名化の作業を図ったうえで

センターでの支援内容

①センターでの支援内容

②連携・情報共有

③困難事例

要対協実務者会議

ケース会議

中津スベシヤルケア研究会

中津市要対協児童

対策地域協議会

実務者会議

中津市・中津児相

共同管理台帳連絡会

要対協実務者会議

ケース会議

中津スベシヤルケア研究会

要対協実務者会議

ケース会議

表2 中津スベシヤルケア研究会の実態

月	発表者	内容	参加者
9月	児童養護施設Y	事例検討：入所児の乳くと歌への支援	25
10月	児童養護施設Y	事例検討：別居児のある児童施設児への自立支援	23
11月	児童養護施設Y	事例検討：別居児のある児童施設児への自立支援	27
12月	井上医師	講義：生い立ちの理解について	22
1月	児童養護施設S	事例検討：緊急と通常期間の対応	25
2月	井上医師	講義：児童虐待の発生と支援	26
3月	児童養護施設Y	事例検討：乳児期からの情緒不安定	21
4月	児童養護施設S	事例検討：緊急と通常期間の対応	25
5月	児童養護施設S	事例検討：緊急と通常期間の対応	28
6月	スクールカウンセラー	事例検討：緊急と通常期間の対応	31
7月	児童養護施設S	事例検討：自傷行為のある児童への支援	27
8月	児童養護施設S	事例検討：自傷行為のある児童への支援	33
9月	井上医師	講義：新たな子ども家庭福祉のあり方	24
10月	児童養護施設Y	事例検討：緊急と通常期間の対応	27
11月	児童養護施設Y	事例検討：緊急と通常期間の対応	24
12月	児童養護施設S	事例検討：緊急と通常期間の対応	27
1月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
2月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27
3月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
4月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27
5月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
6月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27
7月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
8月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27
9月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
10月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27
11月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	23
12月	井上医師	講義：児童虐待における対応のあり方	27

図2 ケースへの対応

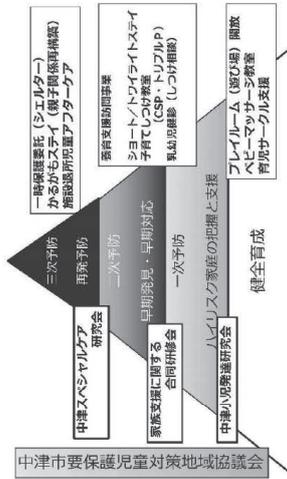


図4 「やわらぎ」の児童虐待予防

このスベシャルケア研究会により、参加者個々のスキル向上は当然だが、同時に一次から三次予防を担う支援者が一堂に会することにより、本来に血の通った「顔の見える連携」が構築されている。つまり、スベシャルケア研究会を通し知識や技術の共有化を図り、人的交流も行うことで、1次、2次、3次の予防の間の、それぞれの「渡」が埋められている。西郷が「リエゾンがクレパス (朝れ目) を埋める」と述べている²⁾が、スベシャルケア研究会がまさにこの役割を果たしている。

子どもの虐待問題など、今後生じる社会的な問題は単一の支援機関では解決できないものが増えてくることは明白である。そうしたときに、地域のネットワークの力、つまり支援者の質と連携力が問われ、重層的なネットワーク構築がダイレクトに地域の養育力に繋がる。こうした意味において、本稿で述べた研究会を継続していくことに意義がある。

(5) 中津市における連携のあり方 (まとめに代えて)
 これまで概説したように、当センターは「社会的包摂 (ソーシャルインクルージョン)」という言葉を用いて、図4のようない取り組みを行っている。どの取り組みについても、それぞれが市の地域医療対策課や子育て支援課、あるいは児童相談所と連携・協働しながら展開している。それを司るのが中津市の要保護児童対策地域協議会であり、その礎を築いたのは中津スベシャルケア研究会等での取り組みである。

このように中津市内では、顔の見える連携のもと、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、支援者が関係機関の強みと限界を把握しながら画層的な支援ネットワークを構築している。そのプロセスで大きな役割を果たすのがスーパーバイザーの存在である。中津市の

スーパーバイザーのひとりである井上は、「現場の人たちの意見を顔ごなしに否定しない」というポリシーを持っている。そのため、我々支援者は、サポートが可能な雰囲気のもと、安心して支援に取り組み始める土壌がある。そうした肥沃な土壌があるからこそ、人と人とのつながりや相互関係が育まれる。付加価値、つまり専門性は、地域の支援機関として認知・信任され展開をしていく際に生命線となる。我々が地域に対して訴求できるものはなにか、今後もそれを追求していきたい。

ただし、連携というものは基本的に双方向的であるべきで、当センターが商品 (ソフト) としての研求力=質の担保及び向上がなければ、それはなれない。単純なことだが、当センターが人と場所が付加価値をつけ、それぞれの価値をあげる。付加価値、つまり専門性は、地域の支援機関として認知・信任され展開をしていく際に生命線となる。我々が地域に対して訴求できるものはなにか、今後もそれを追求していきたい。

本稿では当センターの事業を中心に関係機関との連携について述べたが、中津市における虐待予防の強みについては、要対協などのフレームといった枠組みは勿論だが、同時にソフト面、つまり、「子どもを思う支援者と支援者とのつながり」こそが、その真髄であると認識している。

■ 文献

- 1) 大分県中津児童相談所「家族支援チーム「奏」 家族支援の手引き、平成29年3月発行。
- 2) 西郷泰之、子ども虐待の「防止」に向けて、世界の児童と福祉 2014.76 (6)-69
<http://www.zaidanshiseido.co.jp/activity/carriers/publication/pdf/vol76.pdf>